

二 指導者訓練所

1 指導者先づ鍊成さるべし

朝鮮人を、日本の世界観によつて徹底的に修養鍊成せしめ、以つて如何なる非常時に直面するとも斷じて動搖しない日本臣民たらしめようとする小磯總督の大望は、着々と、その實現に向つて邁進しつゝある。

朝鮮の民を鍊成する爲には、先づその指導者が自己を反省し率先垂範の態度に出なければならぬ。

朝鮮に於いて強大な権力を持つ國民の指導者は官吏である。朝鮮ほど、官吏が絶對的地位に立つところはない。官尊民卑、それは長い朝鮮の傳統ではあつたが、今も儒教的霸道によつて中毒されてはゐないまでも、やはり、官吏はあくまで民の指導者である。

指導者の資格は、その修養鍊成された皇國臣民としての人格の優劣によつて、價值づけられる。若し、指導者に、偉大な人格が内在してゐなかつたとするならば、それは單に横暴なる權力以外の何者でもない。

2 田舎侍になるな

朝鮮は日本の田舎である。中央より比較的遠い田舎にあつてまつりごとにあづかる官吏が國家百年の大計に基いた行政的信念と、民をして一人の迷ふものなからしめんとする親心に等しき愛情のこもつた人格を缺いてゐるならば、それは世の大勢を知らぬ井戸の中の蛙たるのみである。

朝鮮統治三十餘年、新附の民の氏神とあほがれて、なれない土の鬼と消へて行つた忠勇なる日本人の存在する反面に、舊來の米英的自由主義觀念を持つて朝鮮に渡來し、我利我慾を充たしたのもあつた。やむを得ない反省すべき事實ではあるが、このまゝでは、朝鮮統治自體の速度をゆるめるのみである。

小磯總督はこの點に着目し、二千四百萬の半島の民を鍊成する前に、先づその指導者たる官吏を鍊成することにした。田舎侍になるな、大東亞の天地に眼目をひろめよ。もはや、朝鮮のみの朝鮮ではない。大東亞を指導する大きな日本の朝鮮である。大東亞の偉大な神祕的前進の前に、朝鮮も歩調を揃へよと、政務總監田中武雄氏は叫ぶ。大きすぎるかと思はれる机にもたれて、廻轉椅子をくるくまわしてゐた大官をはじめ朝鮮の官公吏は總立ちした。總督府廳舎の月曜の朝は、三千の職員が、國防服に卷脚絆の姿で、えつさくと鳥船運動を開始し、現役軍人の指導で皆一兵卒の姿にかへつてゆく。大才大器でありながら野に下り、ひたすら人格の鍊成に努める學者、僧侶、國士が總督自らの手によつて招かれて、各道(縣)の知事をはじめ總督府の局長全員打ち揃ひ、日に三合の粥を啜り、むしろに正座して、道を求め、師に仕へてゐる。道義朝鮮の確立運動は今その根源より再出發しつゝある。官吏道と迄達すればと、民間の各種の團體、銀行、會社等も、これに倣ひ、われもわれもと喜んで鍊成されて行く。國民學校をはじめさきの青年特別鍊成令の適用を受けない學生、生徒、及び青訓、青年隊員等の非常訓練も當然猛烈になつて來た。鑛山、工場等の職場でも、此の際

とばかり、鍊成へ鍊成へと突貫する。すべてを戦争へ、われわれの魂を戰時的狀態に置き換へよ。單なる生活人たる前に、先づ日本臣民たれと、時代の聲は朝鮮の津々浦々に流れてゐる。

これ等鍊成されつゝある現實的状況を行政的に組織せんが爲に、總督府は鍊成實踐要項を創定し、二千四百萬民の指導者學校とでも云ふべき指導者訓練所を京城に設置することにした。今その大綱をうかがふとしよう。

3 修養鍊成の徹底的實踐要綱

一 朝鮮總督府に皇道修鍊院を新設(四月)し、之に關する事務を學務局鍊成課の所管とす。

皇道修鍊院は日本精神及日本の世界觀を究明し、直接指導者の鍊成を行ふと共に官民全般に亘る修養鍊成を指導す。

二 鍊成を左の四に區分し、三月一日より之を實施す。

① 指導者鍊成

中央及地方を通じ官公吏及民間の幹部並に幹部たるべき者を對象とす。

② 職域錬成

別紙(一)の如き集團を對象とす。

③ 學校等の錬成

別紙(二)の如き學校及學校類似の機關に於て修業中の者を對象とす。

④ 地方指導者錬成

地方の指導者を對象とす。

三 錬成の實施要目左の如し。

① 指導者錬成

(イ) 錬成の場所

皇道修錬院附設道場(皇道修錬院新設迄は適宜選定の道場)

(ロ) 錬成期間

一期平均二週間とし、被錬成者に依り一週間乃至一月間に於て適宜之を定むるものとす。

(ハ) 錬成の方法

嚴格なる規律の下に起居せしめ、被錬成者と錬成期間の長短を考慮し適宜國體學、古典、日本的世界觀等を講習せしむると共に、靜座、「みそぎ」等の行及武道、教練、體操、勤勞作業を併課す。

(ニ) 經費

指導者錬成道場に於ける食費等は、被錬成者の旅費手當中より實費を負擔せしむ。

② 職域錬成

(イ) 錬成日の設定

全鮮を通じ毎週月曜日を錬成日と定む。但し當日休日なるとき又は雨天等の爲め豫定の行事を實施し難きときは順延とす。

(ロ) 錬成日の行事

官公署、公共團體、會社、銀行、各種組合事務所等に在りては出勤定期前三十分乃至一時間半、工場、鑛山事業場等に在りては指導者の定むる適宜の時限及時分に於て嚴格なる規律の下に概ね左の行事を行ふ。

一、國民儀禮

二、體操及教練

時宜に依り訓話、勤勞作業其他の行事を以て之に代ふ。

右の行事には女子を參加せしめ、女子儀禮及薙刀の習得等を以て男子の教練に代ふことを得。

警防團、鐵道愛護團は能ふ限り之を錬成日に召集し、概ね同一の行事を行ふものとす。

③ 學校等の錬成

學校(女子を含む)に在りては職域錬成に關し定めたる錬成日に於て、適宜の時限及時分を定

め、職域錬成に準じ行事を行ふものとす。但し調話又は勤勞作業を主とすべし。
官吏等の養成機關及之に準ずるものに在りては、修養者の年齢に應じ錬成日に於ける行事を前
項學校等の錬成又は職域錬成方式に據らしむるの外、指導者錬成に於ける「錬成の方法」を參
酌し、被錬成者の素質に應じ常時之に適應したる錬成を行ふものとす。

④ 地方指導者

地方錬成道場に於ての指導者錬成に準じ之を行ふ。

職域錬成を受くべき者

- 一、左の如き官公署及公共團體の職員
- (一) 總督府(含外局)、道廳、府郡島廳、警察署、邑事務所等
- (二) 地方逓信局、貯金管理所、主なる郵便局等
- (三) 地方鐵道局、鐵道事務所、主なる驛、保線區、機關區及工場等
- (四) 地方專賣局、主なる專賣局出張所及工場等
- (五) 税關及主なる税關出張所等
- (六) 稅務監督局及稅務署等
- (七) 法院、檢事局、法院支廳、檢事分局、保護觀察所及刑務所等
- (八) 營林署
- (九) 官廳各種出張所、検査所及試驗場等

機關名	入所生資格	人員	期間	教授科目程度	所在地
地方官吏養成所	判任官資格者	五〇	六月	專門程度	京城
稅務官吏養成所	判任官資格者	五〇	一年	專門程度	京城
逓信從業員養成所	國民學校修了以上	九〇〇〇	三年	中等學校程度ノ實務	京城、咸興、釜山
逓信吏員養成所	國民學校修了	五〇〇	一年	中等學校程度ノ實務	京城
刑務官練習所	國民學校修了 看守の現職者	六〇〇	四月	中等一、二程度	京城
警察官講習所	國民學校卒	四〇〇	四月	中等一、二程度	京城
林業技術員養成所	中等學校卒業又 八種實業卒	五〇	六月	中等ノ林業ノ程度	京城
農業土木技術員養成所	第一種專門學校 第二種中等學校	二〇〇	六月	專門以上程度	京城
巡查教習所	國民學校修了	一五〇人 至四〇人	四月	中等一、二程度	各道々廳所在地
稅務官署職業講習所	國民學校修了	五〇	二年	中等學校程度	京城
邑面吏員養成所	國民學校修了	各道區々 二〇—五〇	六月	中等一、二程度	各道々廳

(十) 道立醫院、學校附屬病院等

- (十一) 其の他錬成を行ふことを要すと認むる官公署、公共團體等
- 二、警防團員、鐵道愛護團員、約十九萬五千人
 - 三、主なる會社、銀行、各種組合、工場、鑛山及事業場等の職員(勞務者に對しても成るべく職員に準じ錬成を行ふこと)

學校等の錬成を受くべき者

- 一 中等學校以上の學生、生徒、約五萬人
 - 二 左の如き各種の官吏等の養成機關又は官吏再教育機關に於て修業中の者 約二千五百人
 - 三 青年訓練所生徒、約九萬七千人
 - 四 青年特別錬成所生、約十一萬人
 - 五 農民訓練所等各種訓練所入所中の者
- (註、指導者訓練所は、創立當初皇道修鍊院と名付けたがその後今の名前に變更した。)

4 新しき國民組織へ

朝鮮に於ける新しき精神運動がこゝに錬成されつゝある指導者達の手によつてはじめて可能であるとするならば、五十萬人に近いこの多數の指導者達の錬成の意義たるやまことに重

大である。若し、この五十萬人に五十人の部下を持たせる組織を確立し、常に五十萬人を相手とする指導者教育を堅實に實行するならば、朝鮮人の再教育、再訓練は、思つたよりやさしいことゝ云はねばならない。

第一次世界大戰に於て、ドイツは常備軍を十萬人に減らされてゐたけれども、世人の豫想を裏切つて今日の如き強大な軍隊と國民組織を有するにいたつた原因は、その十萬人が悉く一兵士でなく、大軍を統率し得る將校であり、大國を建設し得る政治家であり指導者であつたことにあるのである。

今日、朝鮮人を日本人によつて再訓練することは、直ちに國民組織の強化を意味し、朝鮮人の百八十度的大轉換を要求するものである。これも一時的なお説教的氣分で簡單に取扱ひ或は觀念的思辨派の物識り振つた言動によつて學生の心を知らぬ教師の如き教育に終るならば、何等意味のないことゝ云はねばならない。教へる者は行じつゝ教へ、教はるものは次のものに教へる準備を考へ、かくて一つの聯關組織を以つて實踐して行くならば、今日の問題である「行政組織の末端の問題」も何等解決つかぬものではなからう。

この意味において、京畿道の修鍊道場、咸鏡北道の總力戰道場は訓練所の下部組織として申分なきものであり、内容の擴充をはかり了つたならば、實質的には内地のどの道場にも劣らぬものが出來上ることであらう。

青年團と青年訓練所

1 朝鮮青年の歴史

青年團のことを記述する前に、朝鮮に於ける青年組織の歴史について若干觸れて見ることにする。「われにその國の青年を見せよ、われその國の將來をトせん」とビスマルクは云つてゐるが、併合直前までの朝鮮が覇氣を缺いて、とかく不健全な行政體しか保ち得なかつたのは、一にかゝつて、朝鮮の青年教育が、至つて貧弱であつたためである。特に、李朝五百年の歴史こそは、全く青年を彈壓し續けた歴史であつた。李朝の腐敗した原因が、若き人材

を登用しなかつたばかりか、あらゆる謀略を用ひて、彼等を淋しく刑臺の露と消へしめたことにあることは、今更論難するまでもないことなのである。

李朝を遡り、高麗朝のときになると、支那的影響によつて青年に奴隸根生を植付け、佛教的思想のため青年は反時代的氣分で、彼岸を憧れる無氣力なものになつていつたのである。

高麗以前の歴史の中からも日本の若者制度に匹敵する青年組織は發見出來ぬが、三韓、三國の時代にかへり、たゞ新羅の有つてゐた「花郎」の組織と、高句麗の武士的魂からのみはたしかに若々しさを發見し得るのである。しかしながら「花郎」の中には、佛教的色彩と道教的思想があまりにも多く入つて居り、國家全體の青年の集團と云ふよりは、むしろ貴族階級の特殊的青少年組織である點に、物足らなさを感ずる。高句麗の武士は間斷なく侵入する漢民族を拒み、遠く滿洲の天地に覇を唱へる偉大なる人々であつたが、これが永續せせず、國家内部の衰退によつて、新羅と唐のため敗れて滅び去る姿はあわれである。

長く、かつ複雑な朝鮮史の中から、特に青年の歴史と云ふものを拾ひ上げることに困難を感じること、朝鮮史に關心を有つ者の間に一致するなげかはしい事實であるが、それと反

對に、淋しく悲しかりし若者達の埋れた歴史は學徒の努力如何によつては系統立て得る學問の對象ではある。

韓國併國の直後より、朝鮮には、潮の如く外來思想が侵入し、自由主義的解放運動と民族主義的自我意識が猛烈に起り、青年達は、自己の解放を叫び、その要求が、やがては政治に結びつき、反日本的傾向へと墮落して、外國流の青年會、ボーイスカウト等が、相次いで組織され、全鮮に強力な組織網を作りつゝあつたのである。

事態のたゞならざることを感じた總督府は、つひに、これ等青年組織全體の解散を命じ、朝鮮の青年達の自由組織並びに結社を一切許可しない方針を取つた。

取締が強化されながらも、學校教育は一層その内容の擴充をはかり、朝鮮に於ける日本精神の發揚は何んといつても、この青年達を通じて實踐に移さねばならぬことを痛感する段階に到達した。

そればかりでなく、根本的革新と大手術なくしては到底立ち直る見込すらない朝鮮農村の改革の爲には、學校教育によつて訓練された青少年を動員して、彼等の力によつて所要の目的を達するより他に道がないことがわかつて來た。

2 卒業生指導と青年團

國民學校（當時の普通學校）を卒業した卒業生を指導して、村の中堅青年たらしめ、學校當局は卒業後と云へども、引き続き彼等を指導し、教師と卒業生は一體となつて村の改善の爲に努力し、あわせて、日本の情操の陶冶をはかることになつたのである。これが、有名な卒業生指導案であり、その實踐の結果は、相當な成績をあげ、中でも京畿道の安城に於けるそれはすばらしい理想境に到達したのである。

この事業に希望を燃やした總督府は、昭和十三年、思ひ切つて、この卒業生指導の實體を母體とする青年組織を執行し、全鮮各道に青年團の組織を命令したのである。その内容は、卒業生指導方針をより以上強化したもので、形式的にも内地の青年團と何等變るところのないものであつたのである。組織の完備なるや、續いて、内地の大日本青年團に一地方團として加盟し、名實ともに、朝鮮青年は大日本青年の一分子となり、内地の青年と肩を並べて歩

武堂々と進軍し出したのである。

思へば、朝鮮青年の歴史的現實よりして、これほど目出たいことはない。朝鮮總督府が、朝鮮青年を信じたのもまことに大英斷であるが、朝鮮の青年自體が、國家からこれほどまでに信頼されるやうになつて來たことが、なほ一層喜ばしいのである。

3 青年訓練所

なほ、青年團とは別な組織であるところの青年訓練所は、青年團よりもはるかに先だつて昭和四年度に於てその創設を見、小規模ではあつたが、將來軍人となるべき基礎知識を習得して來てゐたが、昭和十三年、朝鮮青年團が創立されるに當り、その内容を根本的に改革し、内地の青年學校と實質的に何等異るところなきものにしたのである。青訓が、青年團に先だつこと十餘年に及び、その内容の至つて保守的であつた理由は、朝鮮青年に對する教育方針がまだ確立的でなく、多少試練の時代であつたが爲であり、従つて青訓には、内地人の青年と、ごく少數の半島青年とが混つて一つの生活協同體を構成し、昭和十三年の飛躍の時

機を待つてゐたと見ても差支へないのである。然しながら、量よりも質に於て、今日の青年組織のために黙々と十ヶ年の歲月を通して自己錬磨に努めた功蹟は、かの卒業生指導の場合とにらみ合せてまことに偉大なものであると云はねばならない。

4 朝鮮青年團の革新

昭和十三年度に創立された青年團、改革された青年訓練所は前述●如く、主として内地の青年團や青年學校の模倣であつた。ところが、昭和十六年に至つて、朝鮮に於ける諸々の事情は、朝鮮の青年組織をこのまゝの姿で進展せしめることを許さなくなつた。即ち朝鮮教育令の改正、志願兵制度の創設、氏制度の創定に伴ふ朝鮮民事令の改正等々各種の國家的要請は、つひに、この青年團にも革新を要求した。もつともこれと相前後して内地の大日本青年團も、大日本青少年團となつて再出發することになつたのであつた。つまり日本全國の青年組織を改革することは戦ひつゝある日本の國防的見地よりして當然なことであつた。朝鮮に於ても様々な特殊事情を參酌し次の四つの重點より、これが改革を行つた。即ち、

- 一、國民總訓練の趣旨に則り、全青少年を團員とする。但し學校教育を受くるものを除く。
 - 二、學校に於ける訓練と共に、國防國家體制の綜合的效果を獲得するため男女青少年を通じて一貫したる訓練體制を樹立する。
 - 三、青年訓練所、青年團の不離一體性を確保する。
 - 四、組織については、豊富な抱擁性と、嚴正なる規律統制とを主眼とする。
- 等であつて、第一項に基づいて、從來の初等學校卒業生中心主義の團員組織が改められ、初等學校に行つてゐないものを含めることになつたのである。即ち教育の有無を問題にせず、朝鮮に在住する青年はその悉くを、朝鮮青年團員たらしめたのである。
- 第二項の場合は、少年團、女子青年團、青年團等の分立を統合して青年團一本建てとし、その中に、青年部、女子部、少年部の三部が設けられた。
- 第三項によつては、青年部に、第一班、第二班、第三班の三つの班が設けられ、第一班には、青年訓練所生徒たる者が入り、第二班には、青訓生でないもの（但し二十歳以下のもの）が入り、第三班には、二十歳以上三十歳迄の者が入ることになつた。

第四項に基づいては、十歳以上三十歳までの青少年を抱擁することになり、これが運営に關しては朝鮮聯合青年團を朝鮮青年團とし、各道の青年團より府郡島の青年團に至る一本建ての指導網を確立したのであつた。

青年訓練所も自ら内容の改革が行はれ、教練科目を倍加し、内容目的全般に亘り國防能力の増加の爲の訓練であることがはつきりして來た。

5 徴兵制度と青年團

改革後二ヶ年の歳月を経るに従つて、改革の本筋を走つてゐた青年團と青訓は、十七年度に於ける青年特別鍊成令の施行によつて、今一度内容の改革を必要として來た。前回の改革では問題の重點は國語を解しない青年層に對する指導方針如何にあつた。つまり、體力その他の點よりして申分ない青年であるが、たゞ、國民として最も重大な條件である國語を解さないことが残念であつた。鍊成令は、これ等の青年を昭和十九年度のために特別な方法で鍊成するものであるから、青年團の立場よりすれば特別鍊成令の施行は、青年團のなさうとす

る任務を法律的に根據づけられることに他ならないのである。

朝鮮に徴兵制度を施行出来るようにした諸々の原因の中で、もつとも重要なものは、後述するであらう志願兵制度と、義務教育制度への準備、それとこの青年團運動である。

朝鮮の歴史が、朝鮮の青年を優遇した史實を持たぬに反し、併合後の朝鮮に於て、青訓、青年團の結成を通じて朝鮮青年の自主的活動が認められ、國家の要求する角度に於て、輝しき昭和十九年を迎へたことを考へるとき感たゞ無量なるものがある。

昭和十五年であつたと思ふ。大日本青年團の第十五回大會が京城で舉行されたとき、内地より千名に近い青年が渡鮮して、四千餘名の朝鮮青年代表と花々しく大會合を催したが、あゝのときは心ひそかに、半島青年が一日も早く戰場に於ても、この銃後に於ける姿と同じく一體となつて御楯のつとめを果せるときが來てほしいと思つたが、その待望の日がもはや到來しつゝある。あゝのとき、内鮮の青年指導者代表が、朝鮮總督府の裏山である仁王山の巖壁に、「東亞青年團結」の大文字を刻み込んだが、それは近き將來への豫言でもあるかのやうに、今も光り輝いてゐる。

第二章 學校教育

一 初等教育の沿革

1 併合當初

義務教育體制について本論に入る前に、朝鮮に於ける初等教育の沿革並に概況について簡単に記して置きたい。

朝鮮に於ける教育が、一視同仁の聖旨と、教育に關する勅語の趣旨を遵奉し、斯域同胞をして普く昭々たる皇化に浴せしめ、以つて皇國臣民たるの本質を具存せしむるをその使命とし教育の本旨とする點に於ては、内地と何等異るところがない。

然し乍ら、教育の實際は、時勢と民度とに立脚して、これに適應する施設を爲すのでなければ、その實際の効果を擧げることには困難である。そこで、併合當初に於ては、専ら、簡易實用を目的とする教育の普及に努めたのであつた。即ち、明治四十四年八月二十三日勅令第二百二十九號を以つて公布された朝鮮教育令に於ては、朝鮮の特殊事情を考慮し、朝鮮人に對し、特に徳性の涵養と、國語の普及とに力を盡し、以つて、帝國臣民としての資質と品性とを具へしめる必要からして、内鮮人の教育を分離し、同令中内地人教育については別に規定せず、單に朝鮮人教育に關する規定のみを設け、普通教育、實業教育及専門教育について各々その學校の種類系統を明かにし、一々その目的、修業年限、入學資格を定めたが、これらはいづれも、簡易實用を本旨とし、内地のこれ等の學校に比べて、やゝ程度の低いものであり、教育任務を擔當する教員養成についての規定などは至つて漠然たるものであつた。

2 大正十一年

その後十有餘年の歳月を経るに従ひ、半島は、新しき惠澤に浴し、その文化は年と共に進み、民度亦、舊時の面目を一新するに至つた。こゝで臨時教育調査委員會が設置され、その

決議に基き、大正十一年二月六日勅令第十九號をもつて朝鮮教育令を改正し、從來の内鮮人教育に關する範圍を縮少し朝鮮人教育の程度を向上して、内地人教育と略ぼ同等ならしめ、内地人教育及び朝鮮人教育を一令の下に統一して、制度組織の上に於ても、施設の實際に於ても、内鮮の差別を撤廢する趣旨であつた。たゞ、國語を常用するものと、國語を常用せざるものとの教育は、その言語、風習を異にする關係からして、普通教育に於ては兩者の學校系統を異にすることとした。然れども、家庭生活が、父母の内鮮結婚、或はその他の原因によつて特別の事情を有するものは、兩者相互に入學し得る道を開いてゐた。そのため、朝鮮人の子供にして、内地人ばかりの學校に入つて勉強するものもあり、内地人にして朝鮮人の子供ばかりゐるところに入つてゐるものもあつた。かくして、朝鮮教育は理想通りの方向を歩んでゐた。

3 昭和十三年（滿洲事變）

その後、滿洲事變を契機として半島同胞の間に愛國熱澎湃として起り、朝鮮半島の地位が益々重大性を加へきたるにつれて、内鮮が一體となるための確乎不動な態勢を整へる必要に

せまられて来た。そこで、昭和十三年三月三日勅令第百三號を以つて、再び朝鮮教育令を改正し、普通教育に於ける國語を常用するものと、然らざるものとを區別する制度を廢し、いづれも小學校令、中學校令及び高等女學校令に據ることとし、兩者の教育を統一したのである。

4 昭和十六年

更に、支那事變勃發以來、大東亞共榮圈建設の聖業進展するに伴ひ、我國教育の本義と、東亞及世界に於ける皇國の歴史的使命とに深く思を致すところあつて、克く皇國の負荷に應ふべき皇民の基礎的鍊成を完うせんが爲に、内地と歩調を一つにして、昭和十六年三月二十五日勅令第二百五十四號を以つて朝鮮教育令を改正し、國民學校制を實施することにした。

二 施設擴充についての沿革

さて、以上は制度の上からみた沿革であるが、施設擴充についての沿革を回顧するとしよ

う。

1 大正八年より昭和十一年まで

大正八年には、朝鮮統治上遺憾この上なき思想事件のあつたに拘らず、三面一校計畫を樹立し、同年度以降四年間、凡そ三面に對し（面とは内地の村に等しい）一校の割合を以て、公立普通學校合計四百校を増設することにし、大正十一年豫定通り之を完成したが、更に昭和四年、初等教育の普及振興を圖る爲め、一面一校計畫を樹立し、昭和四年度より昭和十一年度に至る八ヶ年間に公立普通學校の數を凡そ各面一校の割合に達せしむることとし、合計一、〇七四校の増設を行つた。

2 昭和十二年より昭和十七年まで

昭和十二年、さきに設置された初等教育調査委員會の答申に基き、第二次朝鮮人初等教育普及擴充計畫を樹立し、一面一校計畫の完成を俟つて、昭和十二年度以降十ヶ年間に、當時の入學志願者の凡そ全部を就學せしむるを以つて目安とし、公立普通學校の増設並に學級増加により七十六萬三千餘人を増容することとして、總て實施せられるべき義務教育制度の階

梯たらしめんことを期したのであつたが、その後社會の進運と民心の自覺によつて、半島子弟の向學の志向は頗る堅確を加へて來た。これがため昭和十二年この實施教育を短縮し、二部教授の實施を加へて、昭和十二年度より昭和十七年度までの六ヶ年間に當初計畫の目標を達成することを期し、それを實施しつゝあつたが、昭和十七年度を以つて豫期以上の効果を擧げて完成したのであつた。昭和十七年度現在に於ての在學兒童數は、一、七五八、四六三人であり、此の就學歩合は、五割四分である。

参考迄に、明治四十四年の併合當時より、昭和十七年度の第二次擴充計畫完成までの朝鮮學齡兒童就學狀況を數字的にみるならば次の通りである。

年 度	朝鮮學齡兒童就學狀況累年調		朝鮮入學學齡兒童就學率		備 考
	普通學校數	兒童普通學校數	男 %	女 %	
明治四四	二〇七	二四、五三七	三一、〇、三	一、七	朝鮮教育令公布
大正 八	五二七	八九、三六八	六、六、一、一	三、九	三面一校計畫着手
大正一一	八五三	三三六、一七三	一七、一	二、八	朝鮮教育令改正三面一校計畫完成

昭和 四	一、五八五	四七一、八七五	三〇、二	六、四	一八、六	一面一校計畫着手 (昭和十一年度完成)
昭和一二	二、九〇二	九〇一、一〇一	四六、七	一四、三	三〇、八	第二次擴充計畫着手 (昭和十七年度完成)
昭和一七 (國民學校)	三、八〇三	八五七、二七五	七五、五	三三、一	五四、五	第二次擴充計畫 完 成

三 義務教育體制へ

1 皇 恩 無 窮

第二次擴充計畫が豫定通り完成した昭和十七年十二月、總督府に開かれた教育審議委員會は、朝鮮統治三十餘年の実績と、さきに發表された徴兵制度の趣旨並に、大東亞戰爭を契機としての半島民心の良化と愛國熱の興起その他の實情に鑑み、昭和二十一年より、いよく朝鮮に、義務教育制度を實施することに決議したのであつた。

内地に於ける義務教育制度の實施の經過を顧みるに、明治五年の學制發布以來變遷を経て八年制度の義務教育制度が完成したのは、昭和十六年度に於いてのことであることを思ふとき、朝鮮のそれが如何に順調な發展的成立であるかを知るのである。

人類の敵、英國は、印度ををさめて、全世界に於ける第一等の文盲國たらしめ、米國亦黒色人種を搾取して、米國民と永遠に一體となれざる教育原理を樹立した。西洋流の植民地支配思想よりすれば、植民地の民に教育を與へるは武器を與へるより恐しきこととなり、これをなし得るものは皆無であつた。

勿論、朝鮮は、帝國の分土であり、朝鮮人は、上 陛下の赤子である。日本の植民地ではない。永遠に隷屬する奴隷でもない。然し乍ら、朝鮮の過去を反省し、世界の實情を靜觀するとき、皇恩の有難さに感泣せざるを得ないではないか。

2 義務教育制度の内容

さて、筆は大分本筋をはなれたが、義務教育への準備と、その發表し得る限度の内容を紹介するとしよう。

介するとしよう。

昭和二十一年度より實施される義務教育であるから、昭和十八年度より二十一年度まではまだ四箇年の歲月があるわけである。總督府は、この四箇年間を、もつばら、義務教育實施準備期間とし、第三次擴充計畫を樹立したのである。その内容としては、朝鮮人を收容する國民學校の普及擴充をはかり、就學歩合を凡そ七割に達せしめようとするのである。

これだけの擴充をはかれば、問題は、兒童を收容する校舎と、教育の任に當る教師の補充問題である。戦時下の資材關係で校舎の増設はなか／＼容易なことではなく、教師の補充亦一大困難事であるが、當局は、斷乎たる決意の下に、急速に師範學校を増設し、教員の養成をはかり、全鮮の國民學校増築の經費を計上してゐる。

これ等の準備完了したとき、昭和二十一年度より施行さるべきものの内容は次の通りである。

1 就業義務年限

當分の内概ね六年とす。内地人兒童に於ては、現在其の就學率九九、九%にして、實

質上義務教育たると同様の實情にあり。而して曩に國民學校制底の實施に伴ひ高等科の増設を圖り、將來共實質上内地に於ける國民學校教育と差異なからしむるものとす。

2 義務教育制度實施初年度に於いて學齡期に在る者の就學率目標

就學義務を課せらるべき朝鮮人男子學齡兒童の凡そ九割（現在七割五分）女子學齡兒童の凡そ五割（現在三割三分）とす。

3 特殊事情考慮さる

以上がその内容であるが、内容そのものの中に、朝鮮の特殊事情が多分に考慮されてゐることがわかる。義務年限の六年は、内地の八年に比して劣るやうであるが、さりとて國民學校八年制を認めないわけでない。それだからして、朝鮮人にして八年制の國民教育を受けようとするならば、六年の義務年限を終へてもう二年間國民學校教育を受けることが出来る。これは、經濟的その他の朝鮮特殊事情を考慮しての措置であつて、どんな貧乏者でも、六ヶ年間は子弟の教育をする義務があることを意味し、それ以上の教育は、國家は強制せず、各

自の自由意志に任せてゐるのである。それ故に、朝鮮は六ヶ年制の國民學校と八ヶ年制の國民學校との二種があるわけになる。今、かりに、甲といふ人が、六ヶ年間國民學校を卒業して、内地なみの國民學校教育を受けることを欲するならば、國民學校高等科二ヶ年を修了するか、中等學校教育を二ヶ年間受けるかすれば、その目的は達せられるわけである。國民學校教育以外の中等教育以上の學校教育は、内地と何等異るところなく、師範學校も二校のみは、新しき師範學校令により昇格し、それに伴ひ、朝鮮教育令は第八回目の大改正を行ひ昭和十八年二月十九日正式發表となつてゐる。

4 女子教育の問題

なほ、學齡兒童の就學率目標であるが、男子の九割は實質的の皆學を意味するが、女子の五割は多少物足りないやうな氣もする。

朝鮮は今のところ、女の教育問題、女の國家的役割等に就ては、實際は過度期にある。徴兵制度を理想的に達成せしめんが爲には、何んと云つても、女の覺醒なくしては不可能であ

るが、女性中、眞に日本的な魂に燃えるものは極めて少ない。李朝五百年間、「男女七歳不同席」の嚴格なる男女分離制度と、「男子不言内」と云つた戒律によつて、女性の國家社會への没交渉主義の悪毒のため、朝鮮の女は、この急激なる變轉期にやゝともすると取残されがちである。最近まで社會的に指導者の地位にあつたものは、多くアメリカ歸りの甚だしく洋化した者か、さもなくば東京歸りの悪しき知日派の女性のみであつたのである。

これ等の點を綜合するとき、女性教育の革新は、仲々難事業であると同時に、必ず成し遂げねばならない緊要事である。義務教育制度に於て女子を五割としたのは、五割に制限したのではなく、やつと五割に引上げたことを意味する。やがては、女子皆學の時代も來るであらうことを念頭に置いて、今より識者は努力せねばならない。

四 國語普及狀況

次に義務教育と密接な關係にある國語普及狀況を調査するとしよう。

國語普及狀況は、昭和十六年十二月末日現在に於いて朝鮮人二三、九一三、〇六三人中國語を解するものは、三、九七二、〇九四人で、その普及歩合は、一六、六一%であり、このうち普通會話に差支なきもの二、〇八七、三一六人、稍々解し得るもの一、八八四、七三三人である。これを男女別に見るならば、男子二五、四二%、女子七、六九%で、兩者の普及歩合に相當な懸隔あるをみるのである。
今これを表示するならば、次のやうになる。

	總數	男	女
朝鮮人總數	100,000%	100,000%	100,000%
國語ヲ解スル者	16,000	25,422	7,690
普通會話ニ差支ナキ者	8,333	23,766	3,633
稍々解スル者	7,667	2,666	4,000
國語ヲ解セザル者	83,999	74,578	92,310

なほ、これを、大正二年以降の消長に見ると次表の如く逐年普及歩合の向上しつゝあるを

認めるのである。

年次	朝鮮人總數	同上中國語ヲ解スル者數	百分率
大正二年	一五、一六九、九二三	九三、二六一	〇、六一
〃 七年	一六、六九七、〇一七	三〇三、九〇七	一、八一
〃 十二年	一七、四四六、九一三	七二二、二六七	四、〇八
昭和三年	一八、六六七、三三四	一、二九〇、三四一	六、九一
〃 八年	二〇、〇五五、五九一	一、五七八、二二一	七、八二
〃 十三年	二一、九五〇、七二六	二、七二七、八〇七	一二、三六
〃 十四年	三三、〇九八、三二〇	三、〇六九、〇三二	一三、八九
〃 十五年	三三、九五四、五六三	三、五七三、三三八	一五、五七
〃 十六年	三三、九一三、〇六三	三、九七二、〇九四	一六、六一

朝鮮人の中、社會一般の通念よりして言語を未だ解せざる満六歳以下の幼兒を昭和十六年末現在五、〇六九、五六九人（千人につき二二二人—大正十四年及昭和五年の國勢調査年齢により推算）と做看し、これを除外したる人口を以つて解得者の百分比を見るならば、全體で二一、〇八%となり、之を都市の男子に於ける割合から見ると、實に、六三、一四%。

となり都市の男子大半は國語を解し得ることがわかるのである。

なほ、これ以外に、年既に四十以上に達し、生れを舊韓國時代に持つ人々の人口比率は豫想以上であり、この人々に對する國語普及は事實上無理であるからして、この部類に屬する人々を先の歩合より除外して再計算すれば、統計は案外面白い結果になると思ふ。

しかしながら、総合的立場より見れば、朝鮮に於ける國語普及運動は、前途なほ遼遠なところにある、今後益々拍車をかけねばならないと思はれる。昭和十三年、朝鮮總督府は、全鮮道知事宛通牒を發し、昭和十三年度より三ヶ年間約十萬人に對し簡易國語教本を無償配布し、主として各小學校を中心として國語講習會を開催せしめた結果、次表の如く、實績極めて良好であつた。そこで、更に十六年度より、青少年層を對象として青年隊を動員し、その實施に當らしめてゐるが、一般の自覺と共に極めて良成績を収めつゝある。

年次	講習會數	受講者數	教科書配布冊數	備考
十三年度	三、六〇ヶ所	二二〇、三三三人	三〇九、六七五	教科書配布冊數ノ受講者ヨリ多キハ個人ノ個々の習得用ニ充當セルモノヲ含メタルニヨル
十四年度	三、三〇八〃	一九三、九六九〃	一五九、一五〇	
十五年度	七、七九五〃	三四〇、四一九〃	三三三、七〇五	

總督府の方針ばかりでなく、國民總力朝鮮聯盟その他、各種の民間團體よく、この方針に協力し、新聞雜誌等、朝鮮語の編輯になるものも、國語欄を設け、言論國語化をはかり、正しき日本人は正しき國語よりの精神を以つて、國策の實現に邁進してゐる。

その昔、學校に行けと云へば恐しい墮落とでも思つてゐた儒教朝鮮は、今やこぞつて、われを教へよと學校へくくと押しよせ、朝鮮語による朝鮮の建設を夢見た朝鮮人が日本語が眞なる自分の言葉であることを叫び、國民皆學の一本道をまつしぐらに走り續けてゐる。

第三章 勞 務 者

1 勞務者は起ち上る

戰爭に最も必要なものは、人と物である。人の中最も大切なものは、第一戰の兵士と、銃後の勞働者である。しかも、勝ち抜く爲に絶対になくてはならない「物」は、勞働者の手によつて生産される。

今日、戰爭に参加してゐる國家で、勞働力が有り餘る國は一つもない。皆悉く不足を感じてゐるか、さもなければ、あらゆる無理をしてやつとその目的を達してゐるか、どちらかである。敵米英の勞働力の不足は論外として、盟邦ドイツすら、佛國俘虜の力に俟つところが多
 5。

我が國は、人間の有つ生物學的力以上のものを發揮して、世界人類史初つて以來かつてな

かつた大戦線に銃後物資補給を見事やり抜いてゐる。人口問題の立場からすれば、殆んど、世界知識人の豫想を裏切つた現實であるばかりか、戦後の日本人口動態は増加の一路をたどつてゐる。

国内労働力の實狀を詳細に観察した場合、そこには、朝鮮人労働者の功績偉大なものがあることを忘れることは出来ない。都市に於ける工場、商店は勿論のこと、北は樺太、北海道より、南鹿兒島に至る迄、各地の農山漁村に、朝鮮人の労働者の入つてゐないところは皆無である。

彼等の内地に於ける勞務狀況は、民度の差異、文化程度の低位、道德觀念の未發達、その他各種の事情によつて理想的なものとは云へないが、あらゆる悲觀すべき條件は皆無であり、戦時下生産戦の立場よりすれば見事な活躍振りであつて、邦家百年の大計の爲には感謝すべき存在であると斷言し得るのである。

2 勞務者の鍊成

内地に於ては、これ等勞務者に日本臣民としての教養と訓練を與へるため、中央協和會をはじめ各地の支部が、國語教育、生活改善運動等をはじめて相當な成績を収めてゐるが、朝鮮自體に於ても内地へ渡る勞務者のためには特別な鍊成と教育を施してゐる。これについて二三の點を紹介したいと思ふ。

勞務者教育の時局的重大性に鑑み組織された朝鮮勞務協會は、勞務行政の運営の圓滑をはかり、勞務需給の適合を期すると共に、進んで労働力の維持培養及び能率増進を圖る等、勞務の量的質的對策の強化に重點を置いて活動してゐる。

朝鮮の勞務者は、工場勞務者と農村勞務者、鑛山勞務者等に大きく區別し得るが、農村勞務者に關する鍊成は、協會としては、しばらく別途に考慮することにし、現在は主として鑛山と工場方面に活躍する勞務者の指導鍊成に重點を置いてゐる。

南鮮七道即ち、全南、慶南、全北、慶北、忠南、忠北、京畿の各道には、協會直屬の指導者訓練所が設置されてゐて、勞務者の指導に當る「頭」程度のもを養成訓練してゐる。訓練教授科目としては、國體觀念、敬神思想の涵養、時局認識及防諜思想の涵養、簡易簿記、

救急法及保健衛生、勞務指導者心得（輸送上の注意を含む）禮儀作法、教練、實習、となつてゐる。入所者の資格としては、國民學校（六年制）卒業以上、又は之と同等以上の學力を有する年齢二十五歳以上四十歳未満の兵籍を有せざる朝鮮人男子たることである。訓練期間は一週間であつて、多少短か過ぎる感があるが、速成主義をとつてゐる總督府としてはやむを得ないところであらう。

この訓練所を完了したものは、各勞務集團の團長若しくは班長となつて、工場や、鑛山で活動してゐる。

朝鮮には、内地のやうに産業報國會のやうなものはない。然し、勞務協會が現在その役割を果してゐる。内地で計畫中であつた産報青年隊のやうなものは今のところ朝鮮に早過ぎるが、いづれそこまで漕ぎつける時もあるかと思はれる。内地の産報の場合、警察當局がこれを積極的に援助してゐるやうに、朝鮮の場合も同様で、協會の常務者は社會事業關係の人と警察官とである。内地に於ける勞資一體、事業一家の精神は、朝鮮にも浸透してゐるが、朝鮮の場合は、内地のやうに資本家と勞務者が判然と別れてゐない。むしろ資本は内地の資本

であり、勞務は朝鮮人であつたのである。一時動きつゝあつた勞働爭議の如きものも、内地のやうなものはなく、たゞ勞務問題が常に民族問題にからみついて、内鮮の關係に於て展開したことは、朝鮮の特殊事情のしからしめるところであつた。

滿洲事變以後、朝鮮の思想界が一大轉換を試みると同時に、朝鮮に於ける左翼的勞資對立思想も漸く影をひそめるやうになり、大東亞戰爭下の今日に於ては絶無と云つても過言でない。

3 朝鮮勞務問題の重要性

現在、朝鮮人勞働者の夥しい數が、内地に移動して居り、朝鮮の北部を始め、全鮮各地が原始的農村形態を清算して、漸次、工業朝鮮への轉換を試みつゝあるにつれて朝鮮の人口動態にも大きな影響を與へ、内地の如く、朝鮮農村も、一時的危機に直面しつゝあるのは注目すべき事實である。この點につき小磯總督は、朝鮮農村再編成案を起草し、農村開發營團を組織して、小作農者を自作農に更め農村金融を圓滑ならしめ、農民に百姓魂を植付け、土に

着く思想を注入して農民の定着性をはかると同時に、人口動態並に生産擴充に異狀を來さぬやう細心の注意を拂ひつゝ、内地並に鮮内の勞務需要に應へようとしてゐる。この點を考慮した場合、内地の生産業者は、朝鮮より勞務者を得る態度と精神に相當な反省が必要であると思ふ。單なる自由主義的觀念で勞働資源を朝鮮に求むるやうな商人根性を清算して、國家全體の総合的生產關係を考慮して配分を受くべきだと思はれる。

勞務協會の内地行勞務者の鍊成は、短期間に澤山の優秀者をつくる方針でやつてゐる。年齢からすれば、滿二十歳より最高三十四歳迄のものを採用し、學歷は國民學校卒業程度以上のものといふことになつてゐて、軍隊式猛訓練を施し、以つて邦家のために滅私奉公の一念に燃ゆる皇國臣民を養成してゐる。特にこれ等を教育する教官は、彼等に接する前に内地の六原や、内原等の訓練場で豫備訓練をうけて來てゐる。

この訓練所出身のものは、今迄に比べて驚くほどよくなつてゐる。能率的な立場からも朝鮮人勞働者は問題視されてゐたが、この訓練の結果はすばらしく成績をあげてゐる。現在大阪には三十餘萬人の朝鮮人が住んで居り、實地を見學して考へさせられるところ一二でない

が、彼等にはじめからもつと組織立つた教育があればよかつたと思はれる。勞務が單なる力の物的價值づけでなく、背後に精神的動因が必要であることを思ふとき、勞務者には教育が絶對的に必要である。

4 朝鮮農村報國隊

朝鮮農村は未だ黎明期に屬してゐる。しかし、民情は純朴であり従順である。彼等に一定の精神と技術を與へるならば、すばらしい農民となれると思ふ。彼等の中の若い者を内地の農村へつれて行つて農業を體驗によつて習得させると同時に、内地農村の勞力不足を補ひ、彼等が歸鮮したときは朝鮮農村の開発者となり、彼等の力により朝鮮農村が豊裕になることを目的とした一石二鳥をねらふ意味で組織したものが、朝鮮農村報國隊である。彼等は中部以西の各農村に毎年送られ、内地の百姓の家に起居して、内地の家庭生活になじみつゝ一定期間農業に従事する。そして所要の月日がたつと、去るものも、送るものも、涙でもつて別れをしむのである。しかもお世話になる家庭は多くの場合出征軍人の遺家族のところが多

いから、世話する方では、家の俵にでもあつたやうな氣持になつて居り、世話される方ではその家庭生活と、出征軍人との生活の結びを見學することによつて、近き將來自分達も召されたらかく働かねばならない、自分の家庭はかくせねばならないと云つたやうなことを學びかつ體驗するのである。内地の家庭でも、純朴な朝鮮青年を使つてみることによつて朝鮮認識を高め、内鮮の關係がますます／＼近くなるのである。

工場勞務者についても、將來に於ける朝鮮鑛業の特殊性を考慮して、内地の工場に於て特殊な技術訓練をうけてゐるものもある。

5 勞働者となれ

丹那トンネルを汽車で通る度毎に思ふことであるが、あの難工事を完成するために、朝鮮人の工夫が九名も殉職したと云ふことである。福岡の炭鑛、八幡の製鐵所、その他各地の生産戦に於ても或は殉職者が出るかも知れない。これこそは、朝鮮人勞働者にとつて無上の榮譽であると云ふべきである。

これからの朝鮮の青年の數多くが銃を取るであらう。然し又、第一戦に立ち得ないものもあるであらふ。そのときに立つものも守るものも、同じく赤子の務めを果す氣持で、生産戦場で死ぬつもりで働けばよいと思ふ。

昔の朝鮮は働かざる國であつた。勞働をいやしみ、百姓を侮り、筆取る書生や、机にかちりつく小役人を尊敬し、働かずして食ふ思想が、たうとう朝鮮を腐らしめる。今の朝鮮はその反對を行かうとしてゐる。然し、昔の傳統は仲々ぬけるものではない。總督府の苦心もさることながら、これからの朝鮮の明朝をはかるためには、朝鮮人は悉く勞働者になる決心をせねばならない。上から下への道でなく、下から上への道を着實に歩まねばならない。その意味に於て、勞務朝鮮のもつ意義たるや重大である。

第四章 戸籍整備

1 戸籍整備の重要性

秩序が正しく維持されてゐる國家は、心ず戸籍が整備されてゐるものである。朝鮮に於ける戸籍の整備されゆく歴史的過程は、朝鮮人の生活安定の度合に正比例して居り、朝鮮の民度をはかる重大な法的基礎条件となるのである。

戸籍の重要性は、とかく世人に等閑に附せられがちで、われ／＼の生命財産に最も緊密な關係をもつものを、最も多く忘れてゐるのである。朝鮮に於て戸籍が整備されてゐないと云ふなら、識者は多少意外な感を懷くであらふが、戸籍事務擔當者が聲を大にしてその整備の必要を主張したけれども、現實的には未だ不完全な状態を免れ得なかつたのである。ところ

が此度、徴兵制度の施行を眞近にひかへてからは、急に戸籍整備の必要性が再認識せられ、徴兵制度施行の準備として極めて重要な仕事の一つとなつて來たのである。

2 戸籍制度の沿革

朝鮮に於ける戸籍制度の沿革を遡れば、併合當初の朝鮮民法施行當時のことが考へられる。併合直後民度低く、行政事務も整はなかつた上に、朝鮮の親戚相續その他全般に關する慣習に常識を有しないで行はれた憲兵の戸口調査を基本として民籍を編成したため、内容から見て錯誤遺漏が多く、絶對的信賴を置くわけにはいかなかつたのである。當時の朝鮮民心も戸口調査や民籍編成について誤解するもの多く、民籍の何んたるを知るもの極めて少なかつたのである。

大正十二年七月より朝鮮戸籍令が施行せられたのであるが、これ亦色々の事情からして、前に調査された民籍法施行當時のものを全面的に繼承せざるを得なくなつたのであつた。

國家の行政事務執行を援助する精神なき者多かつた當時には、故意に戸籍に關する届出を

拒むものすらあり、甚しきに至つては、自分の戸籍届出を他人に依頼して平氣な顔であるものもあつたのである。地方の府邑面に於ける戸籍事務擔當者等の如きも、教育程度低く、技術的に遅れてゐたため、事務取扱の際、過誤の上に更に過誤を重ねるやうな始末になり、戸籍は正確なものであると云ふよりも、よくまちがふものであると云ふことが常識になつてゐたのである。

面白い例ではあるが、戸籍の不整備がもたらしたものにこんな場合がよくある。朝鮮の家庭では子供が産れると、よく五行の系列に従つて名をつける。最初の子から順々にこの系列の順に従ふ場合が多い。したがつて名によつて彼等の兄弟關係を推察することが出来る。ところが、戸籍の届出等が不完全であつた爲、往々にして自分達でつけた名前と全然縁のない名が戸籍簿に記載されることがよくある。そうなると、まちがつた名になつてゐる子供は兄弟仲間と表面的には無關係なものゝやうにとられて大變な迷惑を蒙る場合が多い。名前ばかりではなく、原簿のまちがひ、姓のまちがひ等數限りなく、生年月日の相違は當り前のことであるかのやうに取られてゐたのである。

その後監督官廳の不斷の努力と研究の結果、これらの缺點は漸次改良せられ、朝鮮の民度高まるにつれて、戸籍の重要性についての認識も深くなりつゝあるが、未だ内地の戸籍に比較すれば比肩し得べき域には達してゐない。

統計の示すところでは、最近數年間無籍者にして就職するものゝ數が毎年三萬人を下らない實情にある。普通ならば、その數は次第に減少すべき筋合のものであるが、減少どころか、常に三萬人を下らないのである。此の點より推測すれば、現在朝鮮に於て殘された無籍者の數は、實に計り知れない數に達してゐるかも知れない。又訴訟事件として現はれる戸籍訂正事件の數も年々約二萬件にも達するのである。

3 戸籍及寄留の一齊調査

こう云ふわけであるから、徴兵制度實施と共に以上述べたやうな戸籍の不整備を根本より除去する方策を講ずるやうになつたのである。昭和十八年三月一日を期して、全鮮的に戸籍及寄留の一齊調査を斷行したが、この調査に於ては、調査對象者たる滿二十歳以下の朝鮮人

男子を再調査し、これを戸籍に照してその不整備を發見することにしたのである。朝鮮全部にわたつて調査を斷行する必要があるのであるが、經費その他の關係で思ふやうに行かず、徴兵制度の準備に重きを置いて、その適令者の調査に全力を注いだのである。

4 司法次官通牒

なほ、この調査は、鮮内ばかりでなく遠く滿洲國に居住するもの、及内地全土に居住するものにも等しく斷行されたのであるが、特に、内地に於ては、昭和十八年一月十六日、地方裁判所長會同の席上、岩村法相の訓示があつて、その中で、朝鮮人戸籍整備事務の重要性に論及し、内地各地も朝鮮と歩調を合せることを言明、續いて、司法次官より次の如き注意事項の發表があつたのである。即ち、

一、本會同は臨時會同なること。

今回の會同は臨時會同にして、内地及樺太在住朝鮮人男子の戸籍及寄留の整備に關する事項を協議の目的とするものなり。現下非常の際、長官各位が臨時に任地を離れらるるは固より望まじきこ

とにあらざるも、本整備に關する事項は朝鮮に徴兵制を實施する重要事に直接關聯し、且急速を要する關係上、特に此の會同を催したる所以を十分に了解せられ度し。

一、本件整備の要綱は次の通にして、此の要綱に基く實施要領は民事局長よりの指示に俟たれ度し。

第一 本要綱は内地及樺太（以下内地と稱す）在住朝鮮人男子の戸籍及寄留を整備し、以て朝鮮に於ける徴兵制度施行の萬全を期すること。

第二 内地に居住する朝鮮人男子全員（以下朝鮮人と稱す）に對する戸籍及寄留の一齊調査を施行すること。

第三 本調査は市町村長をして其の實行に當らしむること。

第四 本調査に依り朝鮮人の戸籍の整備に付必要な措置を講ずること。

第五 本調査の結果に基き朝鮮人の寄留を整備し、之が確保に付必要な措置を講ずること。

第六 内地及朝鮮間の寄留に關する聯絡に付必要な措置を講ずること。

第七 本要綱の實施は司法省の主務とし、關係各省之に協力し、特に協和會をして之に協力せしむること。

一、右要綱に付特に留意を要する事項は次の如し。

(イ) 本調査は朝鮮同胞が、聖戰第一線に起たむとする忠誠の意氣の貫徹に資するものなることは、調査者及被調査者に於て十分に之を了解することを要す。

(ロ) 本調査の本旨は前述の通なるを以て、調査に當りては朝鮮同胞の名誉を尊重すること特に肝

要なり。

二二八

(ハ) 本調査は決して強制力に依るものに非ざると共に、本調査の必要の極めて重大且緊急なる所以を認識することを要す。

(ニ) 本調査の範囲は内地及樺太在住の朝鮮人男子に限られたるも、元來斯かる調査の完備を期するが爲には、凡そ内地に在住する男女の全般一切に及ぶの要あり。然れども右は現時に於て資材勞力の關係上極めて困難なるを以て、調査の範囲を限定したる次第にて、右限定の結果所期の目的の達成に相當困難を伴ふことと思料す。各位は此の間の事情を御諒察の上能く困難を克服して本調査の趣旨の貫徹に邁進せられ度し。

一 齊調査後の寄留の眞實の確保に努力すること。

本調査に基き寄留の整備を爲すも、内地在住朝鮮人の爾後の移動を確實にするに非ざれば、寄留の整備は遂に何等の効果をも伴はざる徒勞事に歸すべきを以て、一齊調査後の寄留の眞實の確保は眞に緊要にして、本調査を龍頭蛇尾に終らしめざる様特に御留意あり度し。

一、本整備實施に付ては關係各省の協力あること。

本整備に付ては陸軍省、朝鮮總督府は固より、厚生省、内務省に於て特段の協力を爲すことになり、現に明後十八日に於ては内務、厚生兩省及財團法人中央協和會主催の下に、厚生省に於て各府縣社會課、特高課の各主任官及協和會主任係員の會同を開催し、徴兵制實施に伴ふ戶籍及寄留の調査整備の輔佐に關する件を協議することに決定し居れり。各位は其の趣旨の下に各關係官廳及協和

會と適宜連絡を圖り、本整備の實施に最善の方策を傾注せられ度し。

一、尙本日の會同に於ては、本件整備の協議終了後引續き現下資材不足の折柄、昨年行政簡素化に伴ひ事務停止となりたる裁判所廳舎の公益的活用に關する具體問題を協議せられ度し。

この調査の結果は、未だ發表されず、國策の機密に關するものであるから、我々の知り得るところでないが、所要の目的を充分に達し得たことはたしかであらふ。

5 朝鮮寄留令

この壯丁一齊調査が圓滑に行くためにいま一つ重要な素地を作るものは、昭和十七年十月十五日發布の朝鮮寄留令の效力である。これは戦時下の人口動態を適確に知り得るばかりでなく、物資の配給その他經濟生活を公平ならしめる上にも非常なる役割を果してゐるのである。朝鮮内に於て住所を變更し、或は、内地その他の地より轉寄留したもので、引續き十五日以上居留する目的を有するものは、必ず寄留届を提出せねばならぬことになつてゐる。その結果は、物資の二重配給を是正し、かつ、整備されざる朝鮮戶籍を事實上整備させる作用

をなすものである。

内地に於ては、十八年三月一日の一齊壯丁調査の後も、引續き届出地に寄留するや否やを調査し、本法の趣旨の徹底をはかると同時に寄留届の勵行に應ぜざるものは、將來寄留法所定の制裁を科することになつてゐる。

人を動員する前に、人の生活する根本状態を調査し、かつその整備をはかるのは當然なことである。しかも戦争は朝鮮を加速度的に發展せしめ、今や戸籍事務自體も内地と何等異なるところなき段階に達しようとしてゐる。

明治初年頃に於ける内地の戸籍不整備の状況を顧みるならば、朝鮮の進展は、内地のそれよりも幾倍か急速である。

第五章 志願兵

1 志願兵がうまれるまで

昭和十三年、南總督の手によつて發せられた朝鮮青年を志願によつて日本軍人の列に伍せしむると云ふ宣言は、朝鮮人積年の宿願である徴兵制度實施の前兆として朝鮮半島全土に大いなる歡呼の聲を高からしめたのであつた。

當時の總督府としては、「内鮮一體」を政治理念として掲げ、日本の國防國家體制確立の必要からして、朝鮮は火急なる勢を以つて内地並の皇土に作り上げねばならぬことを痛感してゐた。朝鮮がいつ迄も内地依存の状態を續けてゐたのでは、統治の最後の眼目たる「完全なる日本確立」への速度が遅れるばかりである。現實的には時機尙早の論あり、自由主義的

段階論あつて容易に決しかねるところもあつたが、南總督の斷は、遂に、輝かしき本制度の施行を許したのであつた。

これまでに朝鮮人有識者側よりも、徴兵制度施行、朝鮮人の參戰を要求すること度々であつたが、その要求の動機が必ずしも純情より發したものでなかつた場合もあつて、行政當局の許聽するところとはならなかつた。そればかりか、朝鮮人側に於ては、全然別な意味で、朝鮮人が皇軍の一員となることを喜ばないものもあつて、本制度實施には幾多の困難と大いなる試鍊を覺悟せねばならなかつたのである。

そこで、朝鮮人青年の軍人志願を受容する場合、實に嚴格なる考査と、家庭狀況の嚴密なる調査を経て一定人員を採用し、彼等を兵營に入營させる前に特別の方法による訓練を施した後、いよいよ皇軍の列に加へさせることゝなつたのである。

2 偉大な成果

朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所と云ふものがこの目的を以つて設立され、全鮮より募集し

た極めて優秀な青年（年齢滿十七歳以上）を收容して、六ヶ月間の特別訓練を施したのである。その結果は、皇軍の一員として全く申分ない驚くほど優秀な兵隊が出来あがつたのである。この事實こそ敵性國家群にとつて恐るべきことであり、我國にとつてはまことに有難いことであつたのである。

然しながらこの偉大な結果が出来上つた裏面には、訓練所長海田大佐をはじめとして全所員の血のにじみ出るやうな奮闘のあつたことを忘れてはならない。その日々の生活形式がまるきり異り、風俗習慣を別にし、思想的信念は殆んど無に近い彼等を、日本的に躰る爲には、並大低の教育方法では成功するものでない。恐らく志願兵訓練所の教官一同の教育的態度こそは、朝鮮教育界の中で最高にして至純なものであると思ふのである。

訓練所の教官ばかりではなく、訓練生の背後には、官廳當局は勿論、民間の諸團體、なかんづく志願兵後援會等々總力をあげて彼等を後援し、各種の報道機關もよくこの方針に協力しその宣傳啓發に努めたのである。物心兩面に亘るこの援助は、今日の成果を得る爲に必須不可欠のものであつたのである。われらは、今、訓練生當局が發表した志願兵教育の精神

3 志願兵教育を語る

朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所

半島に志願兵制度が實施せられてより既に五年、其の間半島がこの制度に示した熱誠は累年増加の一途を辿る志願兵の數や、これ等志願兵をめぐる涙ぐましく郷里の後援、將又制度認識のために拂はれた多くの努力等に於て見るも明である。それと共に選ばれた志願兵が全國舉げての熱誠と期待とに報いる爲に専心軍務に勉勵して、何れも内地壯丁に伍して堂々半島青年の意氣を示し、既に聖戰に従事せる志願兵中より李仁錫、李享洙兩上等兵の二名は護國の鬼として靖國に鎮まりませる外戰傷者十數名を出し、更に榮ある金錫勳章拜受の光榮を擔へるもの三名もありてその眞價は今や一般の認むる所ではあるが、傳統と生活を異にし言語風俗習慣を異にする半島青年に一定の訓練を施して、之を皇軍の一員に加へ、國防の一端を負荷せしめると言ふことはそれ自體まことに至難な問題である。而もそれが外國に例を見るが如き外人部隊或は植民地軍の編成と言ふが如きものであるならばいざしらず、純然たる

國軍内に之を編入して内地壯丁と何等異ることなき條件のもとに兵役に服せしむると言ふのであるから一層その教育は至難である。殊に半島の傳統の中に育まれた青年であつて見れば、その精神力の上に、國民的信念の上に内地青年と何等變るところなしとは言ひ難い。しかも事は國防に關する重大事である。萬一この教育に缺陷を生じたる場合はそれこそ名譽ある國軍の威信を傷つけ、果ては半島の將來にも重大なる影響を及ぼすこととなる。全く絶對に失敗し得ざる最も重要な教育と言はなければならぬ。それ故にこそ、彼等を内地壯丁同様に直ちに家庭より軍隊へ、そこに何等の豫備訓練なしに編入せしめることは、半島の現状より未だ時機早尙と言はなければならぬ。特に志願者自體から言つても、彼等がもし直ちに家庭より軍隊に入營するとせば彼等自身先づ、言語に不便を感じ、營内生活萬般に亘る習慣や作法に迷ひ、果ては内地壯丁との間に感情上、習慣上の齟齬を來して、不安と不明朗の中に身を置かねばならぬこととなる。これが軍務に及ぼす影響また大と言はねばならぬ。こゝに是非とも志願兵に對する特殊訓練の必要が生じ志願兵訓練所なる特別教育機關の必要があるわけである。然らばこの志願兵訓練所はこれ等志願者に對して如何なる教育を施しつゝあるか、既に述べたる如く、志願兵に對する特殊訓練の必要はこれを二方面から考へることが出来る。即ちその第一は精神教育、第二は生活訓練である。精神と言ひ生活と言ふもそれは本質的には一元のものであつて彼等に確固たる國體觀念と、大和民族が三千年來培養し來つた日本精神を徹底的に涵養し、この精神を更に生活の個々の事實に具現せしめて一

は皇國臣民としての素質を錬磨し、一は生活そのものゝ指導を透して、日本の家庭生活に於ける教養、藝をなすことが即ちそれである。然しこれは實に大きい問題であり、訓練所の僅か六ヶ月の短期教育では到底至難と言はなければならぬ。こゝに訓練所教育の苦心が存するわけであるが、假りに重點主義に教育の方針をとるとしても、單に訓練所のみで努力では報いられるものではない。何としても志願者自身の素質の優秀性と、地方一般のこれに對する、よき指導と後援とが前提とならなければならぬ。然し今次事變を契機として半島の津々浦々に澎湃として起つた愛國運動及び吾等は皇國臣民なりとの國民的自覺は克く半島青年の蹶起を促し、入所する何れの志願兵も實に堂々たる體格を有し、而も充分に志願の決意を披瀝して、其の多くは眞に胸せまる愛國の熱情を有するものであつた。こゝに我等は訓練はよし短期であらうとも、これならば充分邦家の期待に副ひ得るだらうとの確信を得るに至つたのである。そこで先づ彼等の志願の動機に着眼し之に再検討を加へて、爾後の教育の手掛りとした。果せるかなその大部分は實に立派な心掛と覺悟をもつてゐたが、尙一部には次の如き考のあることを發見して、一層教育の容易ならざるを痛感したのである。即ち志願の動機が全く自己一身の名譽から出たもの、或は血氣の勇にはやつて第一線への出動のみが志願の動機となつてゐるもの、果ては志願兵と言ふ地位を得て將來就職の具に供せんとする下心を有する者等、可成り不純な動機或は誤れる愛國心より出で居るものゝあることを見たのである。更に中には志願は本意に非ずして、他より強要せられて止むなく入所し訓練所修了

と同時に歸郷を願ふと言つた様な意志の定まらざるもの、又は家庭の事情を憂慮するの餘り御奉公の熱意を缺き快々として望郷の念にかられるもの等無理からぬことゝは言へ相當教育上考慮を要する者を發見したのである。これは要するに半島の一部のものに未だ充分に兵役に對する觀念の排除せることを證するものであつて、彼等が過去に於て兵役を賤しき職業と考へさせられ、一家の繁榮を願ふことのみが道徳の中心となつて、國家國體と言ふ様な全體を理解する觀念の發達しなかつたことに起因するものではあるが、こゝに於いて痛切に彼等に國體の尊嚴、兵役義務の崇高性を説く必要を感じたのである。而も彼等が死を恐怖する一般的觀念から志願者の多くのものがその祖母、母、妻等の婦女子から志願に反對せられた多くの事實を見て、健全なる宗教的信仰が之を克服する道であることも知らされたのである。斯くして彼等の實情を基礎として訓練の重點を國體學、國史、訓育の三科目に置くことゝし更に日常の生活「行」の鍛鍊を加へることゝした。勿論知識、技能の末節に趨くことは極力之を排撃し、たゞ熱と努力を以つて眞向からは是等の諸學科を透して精神教育に邁進することの必要を感じ、それと共に彼等が安んじて訓練に邁進するためには、何としても後顧の憂をを持たしめてはならないと思ひ彼等の家庭事情は之をつぶさに調査して所轄警察とも連絡をとり、家庭と直接連絡もとつて、訓練の障礙となるべき外的原因の芟除につとめた。然し精神教育の效果はより多く、日常生活の個々の實踐より生るべきである。勤務、當番、内務の整理整頓、言語動作、食事入浴、これ等の個々の事實に即した指導こそ精神教育の基礎となら

ねばならない。特に半島の青年が過去の家庭生活に於いて、精神教育にまことに缺けて居る點のあることを思ふ時、一層規律生活の中に日本の家庭生活の躰を取り入れて生活の全般に亘つて周到なる指導の手を加へることの必要を知り、或時は入浴を共にして彼等に入浴の作法を教へ清潔觀念の培養に力め、食事は一々これを監督して良習慣と感謝の觀念を教養し、更に便所の使用法、廊下の歩き方、室の出入の作法から、物の使用區分、掃除の仕方までそれこそありとあらゆる、生活の各面に亘つてその基本から訓練づけて行つたのである。この努力は並大抵で出来ることではない。然し生來熱心で服従心に富んでる彼等は斯うした周到なる指導の手を加へて行くにつれ黙々とこれに従ひ、日一日と正しくなり、精神的にも立派になつて行つてその訓練の效果は數ヶ月ならずしてまことに見事なものとなつて現れて來たのである。

然し志願兵の教育に要求さるべきはこればかりではない。良兵は即良民である。殊に半島の現状に於いて見るに彼等志願兵こそ將來郷土の中心人物として内鮮一體の具現化に推進しなければならぬ責任を有してゐるのである。これを思ふ時彼等に公民としての教養を與へ、指導者としての素養を附與せしめる事もまた必要なことである。而も現在に於ては彼等の大部分はその職業に於いて社會的地位に於いて、學歷に於いて内地壯丁に比し遙かに劣つてゐる實情であれば、一層この方面にも並々ならぬ苦心が拂はれなければならぬ。

然かも斯くして尙且残される問題は言語の問題である。何れの志願兵も一應の會話は通ず

るけれども、これが將來軍隊に於いて傳令、通信等の重要勤務にたづさはることを考へ、更に言語を通じて、無意識の中に行はれる精神教育の偉大さを考へるとき、國語の修練は訓練所に於ける教育の主要なる部分を占めることゝなつて來る。特に彼等の發音上の誤りや語法上の誤り、さては敬語法、助詞、助動詞の使用法等々挙げれば指導の部分は數限りなく出て來るのであつて到底定められた教授時數で間に會ふべき性質のものではない。故に常に機會を捉へて之を指導すると共に、國語の常用は絶対に之を勵行せしめて、生徒相互は勿論往復の通信等すべて國語を使用せしめて之の修練を圖ると共にこれが向上を期したのである。勿論之等通信文は總べて之を點檢してその間に彼等の身上を査察し、思想の動向を知り家庭の環境を洞察して教育上の參考資料とすることは論を俟たない所である。

斯く述べ來り觀じ來る時志願兵教育が並々ならぬ努力と苦心のもとに行はれなければならぬことは略諒解出来ることと思ふが、こゝに更に必要な一事は教育に携はる者の心構へである。單なる教育意識や知識の切賣りでは到底その職責を果すことが出来ないであつて飽くまで大なる愛と熱とをもつて、充分に彼等を理解し、半島の過去の歴史と半島民衆の生活状態、風俗習慣民情等を査察して温情と理解のもとに效をあせらず醇々と導く親心に生きなければならぬのである。勿論半島の青年には幾多の缺點もあらう。然しその缺點のみを先入主とせず、發展途上にある半島の實相を認識して感化撫育につとむるの雅量を有しなればならないのである。

勿論嚴格なる規律生活は、彼等の通弊である辯解や虚偽、無責任や見栄、さては弱音や、群集心理に對しては、斷々乎として許すべきではないが、彼等は人一倍恩に感じ易い性質を有してゐる。斯うして温い指導と、理解ある訓練は、入所後數ヶ月にして見違へる程彼等を逞しく立派な訓練生として育て上げるのである。そして彼等は何れも眞に訓練所生活の眞髓を把握して、皇國に生れたる喜びを感じ、將來軍籍に加はるべき名譽をかんで、精神的にも日一日と伸び進んで行くのである。然し此の間絶へず彼等の心をはげますものは彼等が郷里を出發する時のあの怒濤の如き歡送の聲であり、毎日の如く訓練所を訪れる郷里其他各方面よりの有志の方々の絶えざる激勵慰問である。訓練所の生活は決して生やさしくはない。意志は徹底的に鍛へられ、規律は容赦なく彼等を律するけれども彼等は輝しい前途と伸びゆく自己と言ひ知れぬ満足を感じ、明朗に着々と訓練に邁進して行くのである。彼等は眞に幸福と言はなければならぬ。勿論以上の様な教育でそれで充分と言ふのではないが少くとも安じて彼等を軍隊に送り得る自信を得るまでになることは限りない喜びである。志願兵はたしかに御國の役に立つ。どしどしこの制度の發展を計つて決して心配はないと思ふ。これは決して教育するものみの一人よがりではない。多くの識者の語るところであり、更に入營後の志願兵が身を以て體現した事實である。而も除隊後の志願兵が、國民總力聯盟の推進隊員として銃後の活躍につとめ、志願者の募集及制度の認識徹底に大童になりつゝありときく等かく時、彼が身を以て示した模範が、半島舉げての愛國の熱意と合流して逐年制度の飛

躍的發展を招來し、創設當初僅に三千人弱の志願者たりしものが昭和十七年度の如き、志願者數二十五萬を突破するの盛況を示し、之に従つて多數有識者の子弟も續々志願に應ずるの情況を見るに至り遂に昭和十九年度より徴兵制度實施の成果を見るに至れる聖慮の無邊なる洵に感謝に堪へないことである。然して我々は愈々本制度のもつ國家的意義を明確に意識して、その實績顯揚に撓まざる努力を續け、やがて徴兵制度に依つて生れる半島出身兵士どものよき範たらしめねばならぬ。

以上の内容を讀めば、訓練所當局の非常なる決意と苦心の跡が見られ、その上志願兵を通して朝鮮青年の性格乃至意圖を探知することが出來、本制度の理想實現が容易なものでないことがわかるのである。

4 修了者の狀況

次に志願兵の修了者の狀況について一言すれば、昭和十七年十一月に於て修了者を送ること十回、その數既に約一萬名に達し、兵役編入後は、現役兵或は第一補充兵として朝鮮軍に入隊し、その成績概ね良好であり、その中の現役兵として入營せるものは、何れも隊内に於

て克く軍務に服し、その一部は既に甲種幹部候補生として陸軍豫備士官學校を修了せるものあり、下士官に至つては既に六十餘名を出し、上等兵に進級せるもの各年次概ね六割内外に達しつゝある状況である。

尙第一補充兵として短期在營のものは、教育を修了してから郷里に歸り、家業に従事しつゝ、一部のものゝ官吏、警察官、會社員、職工等になり、生活の安定を得、その傍ら國民總力聯盟の推進隊員として愛國運動に従事してゐるものが多い。

以上が、今迄の志願兵訓練の大要である。尙ほ朝鮮青年の教育による統計的な面白いものがあるが時局柄發表をさしひかへることにする。

總督府は、徴兵準備のため、右の志願兵訓練所その他、第二訓練所を創設して、今迄の收容人員の倍數を訓練しつゝある。その結果、今迄のものを第一訓練所と呼び、これを京城に置き、第二訓練所は平壤に置いてある。教育内容は勿論全く同様である。なほ、徴兵制度實施後の志願兵制度が如何様になるかについては世人の知りたがるところであるが、未だ我々にも知り得るところではない。

第六章 徴兵制度

—その内容の大略—

1 歴史的發表

昭和十七年五月九日正午のラヂオは次の如く、朝鮮同胞にとつては永久に忘れることの出来ない感激的な發表をなした。

情報局發表

政府は八日の閣議に於て朝鮮同胞に對し徴兵制を施行し昭和十九年度より之を徵集し得る如く準備を進むることに決定せり。

◇情報局總裁談

朝鮮同胞に對し徵兵制を施行せられんことを念願する要望は議會に對する請願、現地よりの報告等に徴するも甚だ熾烈なるものがあり、曩に昭和十三年勅令第九十五號陸軍特別志願兵令を以て志願に依る現役又は第一補充兵編入の途を拓かれ、銓衡に合格した志願兵は現に陸軍部隊で良好なる成績を挙げ時局下の軍務に従事して居る。又支那事變以來内鮮一體の機運は澎湃として興り特に大東亞戰爭勃發を契機とする朝鮮同胞統後奉公の至誠は頓に昂揚して居る實情に鑑み茲に徵兵制施行の準備を進むることに關し閣議決定を見た次第である。

當日、朝鮮では、内鮮一體の劃期的進展と題し、次の如き南總督の談話を發表した。

◇内鮮一體の劃期的進展

本日の閣議に於て「朝鮮同胞に對し徵兵制を施行し昭和十九年度より之を徵集し得る如く準備を進むること」に關し決定を見たる旨政府の發表あり、半島統治上正に劃期的一大進展を示すものとして衷心欣びに堪へない次第である。抑々半島は施政以來茲に三十有三年、歴代爲政當局者は克く一視同仁の 聖旨を奉戴し、半島同胞をして名實共に皇國臣民たらしめ、内鮮一體たることを以て統治の根幹と爲し、産業に、文化に、教育に、其他施政各般に亘りて之が進展向上に努め來れるが、半島同胞亦克く統治の眞精神を理解するに至り、爲政當局者の指導の下、皇國臣民たるの實を擧ぐべく只管努力し來れる所である。殊に滿洲事變の勃發は半島同胞の國民的自覺を著しく向上せしめ、支那事變

の發生は一層之に拍車を加ふる所あり、内鮮一體の皇謨を翼賛し奉らんとする半島同胞の愛國的至情は遂に熾烈なる兵役制度實施の要望となりて結集し、政府に於ても之が輿望に應へ曩に昭和十三年度より陸軍特別志願兵制度を實施し、半島同胞も亦志願に依りて國防の重任を負荷し得るの途を拓くに至りたるは尙世人の記憶に新なる所である。

陸軍特別志願兵制度は爾來逐年良好の成績を收め、採用者數志願者數共に飛躍的增加を示し、昭和十七年度に於ては採用者數四千五百名、之に對する志願者數實に二十五萬を越ゆるの状況なるが、之等半島志願兵は軍に従ひては 陛下の忠良なる股肱として克く一死報國の赤誠を捧げ、中には既に護國の華と散りて靖國の神と仰がるゝ者あり、又一度郷に入りては地方の中堅として克く郷黨後進の指導誘掖に努め、眞に皇軍の一員たるの實を示しつゝあり。今次大東亞戰爭勃發以來半島同胞の愛國の至情は更に一大飛躍を遂げ、或は國防獻金に或は軍用諸器材の獻納に、戦前に幾倍する統後奉公の赤誠を披瀝しつゝありて尙統治の恩澤に酬ゆるの途足らざるを嘆じ、眞に内鮮一體内地人同胞と共に擧げて一身を君國に捧げ奉るべく速に徵兵制度を實施せられんことを翹望する者尠からず、名實共に皇國臣民として奉公の至誠を致さんとする氣運澎湃として半島に漲りつゝある現狀である。今回政府が半島同胞に對する徵兵制施行の方針を決定せる所以も亦實に如上の事實に照し、半島同胞が今や崇高なる兵役に服し得るの域に達したるものなることを確認せる結果と認めらる。多年の念願容れられて茲に徵兵制實施の一段階に到達し眞に内鮮一體の道に徹し得るに至れる半島同胞の光榮と其の満足や寔に察するに餘りがある。本職亦就任以來一に此の日あるを期待し、半島同胞の進むべき途は唯一内

鮮一體に在ることを強く唱導して統治の進展に努められる所にして、今此の劃期的吉報に接し其の欣び又譬ふべきものなし。

昭和十九年度を以て第一回の徴集を実施せんことを目途とせるは、之諸般の準備に時日を要するが故にして、本府に於ても今後一層軍と聯携を密にし、關係各局部を督勵して之が準備完了に一意専念すること勿論であるが、半島同胞諸君に於ても克く此の光榮ある制度實施の精神を肝に銘じ、愈々精進努力内鮮一體の眞義に徹すると共に益々國民的資質の鍊成向上に努め、眞の皇國臣民として國防の大任を完遂し得るの日に備へられんことを切望して已まない。

續いて總督は昭和十七年五月十一日午前九時四十分より總督府第一會議室に各局部長、京畿道知事、京城府尹、國民總力聯盟事務局總長、同理事、同評議員、在城中樞院參議、城大總長等全員百二十名を招致し、徴兵制度實施に關し次の如き説話を行つた。

起て 陛下の股肱半島同胞

本日茲に閣下並に各位の御參集を煩はしたるは、五月八日の閣議において設定せられたる朝鮮の徴兵制實施のことに關し、その趣旨を申述べ各位の御盡力により本制度の實績舉揚と民衆の啓導とに全きを期せんがためであります。本制度の實現は國家として特に朝鮮として眞に巨大なる一線を歴史の上に畫するものでありまして、内鮮人を問はず心有る者は齊しく何時の日にか朝鮮をして此の境地に

達し得せしめんことを心切かに翹望して已まなかつたのであります。今や大東亞軍下の感激裡においてこれが實現をみんとする階梯に到達したのであります。洵に感無量、衷心より御同慶に堪へざる次第であります。

本職は茲に本制度實施に關する當局の準備並に施措に對し、各位の熱誠なる御協力を要請致す次第であります。

(一) 徴兵制度實施に至りたる理由

(1) 内鮮一體の實踐に徹し來れること。即ち一視同仁の 聖旨を奉戴する施政三十餘年の惠澤は半島の産業經濟を飛躍的に發展せしめ、物的民度が著るしく向上したるのみならず、精神的方面においても舊時の面目を一新し、東亞盟主たる日本國民としての光榮ある實務を荷ふに足る資質の備はり來つたことが客觀的に認めらるゝに至つたことであつて、これを換言すれば、半島同胞の皇國臣民としての修養努力が自然の間に有るが儘に評價せられたるに外ならないのであります。

(2) 志願兵制度の實績良好なること。半島同胞の愛國的至情よりする兵役制實施の興望に應へ、昭和十五年創始せられたる陸軍特別志願兵制度は逐年良好なる成績を收め、採用者數、志願者數共飛躍的增加を示し、本年度の如き採用者數四千五百名に對し志願者數廿五萬を越ゆる狀況を示し、半島人青年層の志向の最も頼もしき姿として内地人識者を感動せしめたのであります。擢んでらねて軍務に服したる先導者諸君の功又大なるは申す迄ありません。

(3) 半島同胞の熱望に應へたること。如上志願兵の事例のみならず、支那事變より大東亞戰爭に移行

したる時局下半島同胞の顯示したる愛國の赤誠を以て足れりとせず、更に内地人同胞と共に一身を君國に捧ぐるの機會を享有せんことを要望する者尠からず、名實共に皇國臣民として奉公の至誠を致さんとする機運澎湃として漲りつゝあるのでありまして、この至純なる熱望に應へ多年の念願容れられて茲に本制度實施の段階に到達したるものなるを信ずるのであります。

(4) 本制度の決定は朝鮮同胞に對し大東亞共榮團建設の中核的指導者として活動するの地位を與へられたることを保證せられたるものにして、光榮無上なりと云ふべし、今や一億國民の四分の一なる半島同胞は兵役義務の分與により名實共に東亞の指導者たる優位を分ち與へられたるものなる故、之を確保せんが爲めに内容の充實精神の修養に努力すべき秋なり。

以上四つの理由は素より個々別々のものに非ず、一つのものゝ現れに過ぎないのでありまして、歸する所、内鮮一體が此の感激深き時局を契機として、其の極致に到達せんとする過程が齎し來つた喜びに外ならないのであります。

(二) 兵役の本質

半島民衆をして徴兵制度の本旨を理解せしむるには、日本國家における兵役の本質に味到せしむるの要あるを感ずるのであります。即ち我が皇國にありては肇國當初より 天皇陛下は同時に大元帥陛下として陸海軍を統率し給ひ、國民皆兵の傳統を確立し來たれるものなるが、中世に到り兵權武門に歸したる變態あり、明治維新になりてこれを復古して以來歴次の外戦に必勝不敗の榮譽を顯はし今日に至つたのであるが、此の崇美なる國體と傳統の下國民は兵役に服することを以て最大の光榮とし、

男子たる者、之が選に洩るを以て最大の恥辱と致すのであります。明治十五年 明治天皇が陸海軍人に賜はりたる勅諭の中には「朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰ぎてぞ其の親は特に深かるべき」との御言葉があり、また「我國の稜威振はざることをあらば汝等能く朕と其憂を共にせよ、我武維揚りて其榮を耀さば朕汝等と其譽を借にすべし」とも仰せられ、忠節、禮儀、武勇、信義、質素の五箇條に亘る 聖訓を垂れ給うたのであります。蓋し日本精神の精髓は此の勅諭の中に在り、之を奉體し實踐する皇國將兵が和戰の兩時に於て獨特の面目を發揮する所以をなすのであります。半島同胞は久しく文に偏して武に遠ざかり、懦弱の風を醸して元氣を喪失したるは過去の事實であります。今こそ國民皆兵の制下に列して心身を練り 陛下の股肱、國家の干城として、滅私奉公するの機會に於て、大東亞に指導者たるの心境を養ふべきであります。

(三) 本制度實施の結果

本制度實施に對しては、直ちに必要なる諸準備に取掛る譯であります。これによつて想望し得る所は實に内鮮一體の歴史的必然に向つて更に著るしき飛躍を爲したといふことでもあります。今日以後の内鮮一體の具現は恰も山腹の石を轉がす様に今日迄は大なる力を加へねばならざりしが、今後には石自體の力で加速度を以て奔轉するが如くなるであらうと確信して居ります。今や時局の契機により山腹の巨岩は非常なる勢を以て一定の方向に轉り始めたのであります。男子三日相見えんば刮目して見よ、是れ時局下半島同胞の心境を評するに相應はしい言葉である。本職就任以來内鮮一體の眞姿を具現のために一念終始し來つた心境として洵に感慨に堪へざるものがあります。この際に附言した

きは兵役を以て普通概念下に於ける「義務」と混同し、義務の半面には當然権利の裏付け無かるべからずとなすが如き反対給付的觀念が一部に於てなりとも生ずるが如きことあらば、この神聖なる本質を冒瀆する虞あるの一事であります。日本國民の兵役觀念は義務と謂はんより寧ろ特權たるの範疇に屬すべきものであることは、國體の本義を知ることにより瞭であります。たゞ内鮮一體がかくして實踐に行はれて行く道程に於ては、何人が要求せずとも自らにして理由なき區別が消え失せて行くことは、これまた皇軍國家の本質であることを信ずれば足るのであります。

(四) 結 び

これを要するに本制度實施の決定は、日本國內に於ける半島同胞の地位、境遇が期を劃して向上したることを意味し、同時に半島同胞が最も光榮ある皇國臣民道の實踐の機會と方法とを與へられて自らを鍊成することにより、名實兩ながら押しも押されぬ大日本國民として大東亞に志を伸べ、將來の世界を堂々闊歩する資格を獲得したることを意味するのであります。此の上は本制度の趣旨に合致する様、大に切磋琢磨し日本精神の體得に力め、實施に故障を生ぜざる如く且内地人の兵士に些かも遜色なき如く、心身の素質を養成して半島人の名譽を發揚するの心構へがなければなりません。これに關しては半島にある内地人の責務も亦重大なるものでありまして、有心の士は須らく半島人青少年に對し、至誠一貫最大努力を以て指導誘掖を怠らず、共に半島の名譽を護るの覺悟を必要とするのであります。本制度決定に際し社會の先覺者たる各位の御參集を煩はし、重大事案たる本制度が見事なる發足を爲す様、民心啓導の任に當られんことを切望致す次第であります。

この歴史的感激は、半島の津々浦々から或は皇恩に感泣し奉る聲として、或は、大日本臣民としての新しき決意の誓として湧き立つて來た。そのどよめく姿が一つの力となつて、昭和十七年五月十一日、全鮮三千三百萬同胞は、國民總力聯盟の名に於て、臣民大會を催し、各々決意を新にした。朝鮮總督、軍司令官等の各首腦指導者達は心からなる祝辭を贈つた。これに引續き、感謝感激の餘り半島の言論の動向に、行き過ぎや出すぎた言動があらはれては、せつかくの感激的行動をあやまらせる恐れありと見る親心から、總督府は次の如き「輿論指導指針」を作り、全鮮の指導者に配布し、民心の啓發に資するところあつた。

2 輿論指導方針

徴兵制度實施に伴ふ民心の指導

一、徴兵制度實施に伴ふ民心指導要項

昭和十九年度より朝鮮同胞に對し徴兵制を實施することに決定之が發表を見るに及び、國內に大なる反響を喚び起し、特に朝鮮人の間に異常の感激が湧き起つたことは内鮮一體の深化途上まことに刮目

すべき現象であるが、然しながら都鄙大衆各層の間には未だよく本制度の眞精神を理解し得ないものも少なくない現状であり、従つてこれをこの儘に放任することなく、折角の劃期的制度を遺憾なく運用して充分に所期の成果を擧げ得るやうに萬全の處置が講ぜられなければならない。幸にして本制度の實施は昭和十九年であつてその間に一年の準備期間がある。社會の指導層にある内鮮人は奮つて各種の機會を作り全力をあげて朝鮮同胞の理解を啓導するに努め、以て朝鮮の名譽發揚のために力を盡さねばならない。茲に座談會、講演會其他に用ひらるべき資料の一つとして輿論指導の要項を提供する次第である。

一、指導の方針

(1) 一視同仁の御聖慮

徴兵制度は尊嚴なる我が國體の本義に基くものであつて、本制度が朝鮮に施行せらるゝに至つたのは『内鮮一體』の眞髓を具現せるものである。併合以後、畏くも皇室に於かせられては一視同仁の大御心をもつて朝鮮同胞に臨ませ給ひ、新政以來歴代施政當局者は此の御聖旨を奉戴して物心の開發、啓導に當り、内鮮一體の大方針を推し進めて來たのであるが、此の施政の趣旨が比年朝鮮同胞に徹底し、特に滿洲事變以後、支那事變を経て今次大東亞戰爭に逮ぶ國家の非常時局下に於て朝鮮同胞の皇國臣民として發露せる愛國の至誠は見るに足るべきものがあり、この赤誠は通じてこゝに畏くも御聖旨に基きて今次の徴兵制の實施決定を見るに至つたのである。

(2) 内鮮一體の新段階

昭和十三年、朝鮮に陸軍特別志願兵制度實施以來の成績は周知の如く良好なるものであつた。而も十七年度に於ては收容人員四千五百名に對し、志願者二十五萬を越ゆる狀況であつて朝鮮人青年の志向まことに、明白且つ旺盛であるとは謂へ、志願兵は志願兵たるに過ぎず、國民皆兵を立て前とする光輝ある國體の下に於て、内鮮の間に未だ制度上の軒輊あるを免れなかつたのであるが、今や大東亞建設戰の感激裡に此の差別が撤去され、内鮮一體はこゝに劃期的な新段階に達するに至つたのである。本制度の實施決定によつて朝鮮同胞の進むべき道は愈々確然として定まり、半島の天地を明朗ならしめた。朝鮮同胞は本制度によつて皇軍兵士として直接皇運を扶翼し奉る道が開かれたのである。朝鮮同胞は此の廣大無邊なる聖恩に浴し、皇恩に酬い奉るべく益々大君の御楯たるべき盡忠の精神を振ひ起すと共に、本制度によつて與へられた新たな皇國臣民道の實踐に遺憾なきを期する覺悟がなければならぬ。

(3) 皇軍の本質

皇國建軍の本義は、肇國以來の我が尊嚴なる國體に淵源せるものであつて兵役の義務は皇國臣民にのみ與へらるゝ崇高なる義務であることを銘記するを要す。

即ち皇軍は國初以來天皇が親しく統率し給ふ「すめらみいくさ」であり天皇は皇道を以て四疆に平和を布き給ふ場合にのみ武を用ひ給ふのであつて、皇軍は諸外國に於ける軍隊と根本的にその本質を異にするのである。

天皇陛下が同時に「大元帥陛下として「朕は汝等を股肱と頼むぞ」と仰せ給ふ皇軍兵士は、直接

に皇運を扶翼し奉る光榮を擔ふのである。かくの如き皇軍はまた古來必勝不敗の光輝ある歴史を展開して來たのであつて、選ばれて皇軍將兵たる者、國家の安危に際し、天業を翼賛し奉り挺身奉公以てこの光榮ある皇軍の歴史を護持するの覺悟がなければならぬ。

されば日本國民の心境に於ては兵役義務の履行は其の本人は勿論、家内郷黨の最大最高の名譽とする所である。こゝに兵役義務の履行とし言へば外國流の法律觀念に於ける義務と混同する者が無いとは限らないが、我が國に於ける兵役義務の觀念は外國に於ける「義務」の觀念を超越したものであり、従つて毫末も職業意識を伴はず、またこれが代償を欲するが如き念慮なく、唯だ己れを曠しうして一心 天皇に奉ずるの赤誠あるのみ。この日本國民獨特の心情が萬邦無比の皇軍を形造るものである。故に兵役の義務から直ちに他面何物かの權利を齎すを豫想するが如き功利的觀念は神聖なる國體と徴兵制度の精神とを冒瀆するものであることが周知されねばならぬ。

(4) 魂を入れるの要

本制度の實施は朝鮮同胞が披瀝し來つた皇國臣民としての信念並に其の實踐の努力が國家により認められた結果であつて、之によりて半島臣民の負荷すべき國家的使命は益々重大を加へたることを自覺し、一層奮起して内鮮一體の實踐に徹し、皇民たるの資質を向上して重責の遂行を期するの覺悟がなければならぬ。即ち、日本國民としての最高の名譽、最大の資格たる兵役義務が朝鮮同胞に分ち與へられたることを以て内鮮一體は茲に期を劃して更に一步理想の境地に進んだのであるが、併しながら之によつて内鮮一體が直ちに完成し終つたと速斷することはできない。此の備はり

來つた形に對しては魂が入らねばならぬ。内鮮一體觀念の確立、日本精神の體得の如き、精神生活の要素に於て一段と今後の努力精進を経なければ、折角の徴兵制度も形だけに終る懼れがある。これはひとり徴兵制度に即して不可缺の要件であるばかりでなく、朝鮮同胞が名實ともに純手たる皇國臣民として大東亞の後進民族、國民に對して指導者の地位に立つ時に資格上の難點となるの懸念を生ずるのである。

南方各地建設の或る段階に於て土着住民により軍隊が組織せられ皇軍の手足となつて働くことも今後あり得ることである。しかしながらそれは飽くまで土着住民軍であつて皇軍に混同さるべきものではない。皇軍は唯だ皇國臣民のみによつて組織せられ、侵すべからざる尊嚴と權威とを有つ。英米等がその屬領植民地に於て本國兵と土民兵との混成を以て組織する所謂植民地軍の如きものも亦固より絶對に區別さるべきは勿論、戦前彼等の本國に布かれて居た傭兵制度による職業的軍隊とも同比すべからざる點を明らかに理解せねばならぬ。

之等の理解に立つて今回の徴兵制度實施の意義を思ふとき、今後之を機として朝鮮同胞の修養、努力すべき目標が皇國臣民としての實質を研磨すること以外にないことが明瞭である。

二、指導の對象

(1) 内地人の責任感興起

本制度の遺憾なき運用と將來の進展を圖らんが爲には、まづ半島在住の内地人が本制度の趣旨と國家的重大性を深く認識して人心啓導の一役を負擔せねばならぬ。即ち内地人は皇國臣民として

後進の朝鮮同胞に對する兄たる地位にあり、今愛弟が俱に 陛下の御楯として光榮の任を分ち荷はんとする見事なる發育ぶりに對し、併合以來多年此の同胞の誘掖に盡瘁し來つた内地人として衷心からの喜びを感じると共に、此の愛弟達がよく本制度の精神を理解してその運用に際し遺憾なきを期せしめる様、熱誠、懇到なる啓導を怠るべきではない。而して本制度の運用を眞に國家目的に副はしむるか否かの責任の一半は内地人之を荷ふの覺悟を以て、弟に兄たるの責務を果さねばならぬ。

(2) 半島人の指導者

次に半島人側に於ては、各層、各地方に於ける指導者に本制度の趣旨を理解せしめ、制度運用に全幅の協力を期待するのである。

(3) 青少年の自己鍊成

更に直接一般青少年の自覺を促し、心身共に此の重責に耐ゆるの資格、實力を備へしむる様凡ゆる方策に訴へなければならぬ。

(4) 特に母姉の啓導

また特に家庭にありて子女の育成に當る母親の感化力といふものは此際重大影響を本制度の上にと及ぼすものであるから、此の母親達の國體認識の眼を開くことは極めて必要であり、たとへ相當の困難が伴つても逸し難き重點として母性の啓發を進めねばならぬ。

(5) 其他各種機關の任

其の他直接間接に半島青少年の鍊成に當れる各種教育機關及一般文化機關等が十分の機能を發揮

して適切、濃厚なる啓導を加ふべき任にあるは言を俟たない。

二、徴兵制度實施に伴ふ民心指導の一面

徴兵制度實施に伴ふ民心の指導方針に付ては前項に概略述べておいたが、本指導方針に則して直接民心を啓導して行く方法としては先づ朝鮮人の兵に對する誤れる觀念とか或は直接徴兵制の運用に當り種々難點と思はれる朝鮮人の思想、觀念を遂次是正して行くことが緊要である。民心指導の目的は勿論本制度の趣旨を理解せしむるにあるが、朝鮮人の現に懷いてゐる思想、觀念の中に本制度の趣旨と相容れないものがあるとすれば、それを是正せざる限り本制度の趣旨を眞によく理解せしむることは至難のことといはねばならぬ。此の意味に於て以下本制度の運用上支障を來すと思はれる朝鮮人の思想、觀念を摘出し之が指導是正の方法につき概説したいと思ふ。

一、兵卑觀念の是正

朝鮮には由來文を尊び武を卑む思想がある。古來文班官職は武班官職の上であり、武班上級官職は文官出身であつた。直接戰爭をする兵には兩班の子弟は参加せず、常民若くは賤民に限り兵に徴用せられてゐたのである。かくて朝鮮人の間には一般に文官を尊び兵を卑しむ觀念が生じて來た。

然らばかくの如き兵卑觀念は何に直接原因してゐるかと言ふにそれは支那の思想特に儒教思想に影響されたものである。支那の思想からすれば堯舜も夷狄に侵されることはあるけれども退いて徳を修むれば纘夷は自ら來服するといふ考へ方で、支那に於ては秦の始皇帝、漢の武帝の如き尙武果敢なる王者は寧ろ暴君といはれ、漢の文帝とか宋の仁宗の如き戰爭に弱き退嬰的なる君主が却つて明君とし

て崇ばれてゐるのである。武力を以て抑へず徳を以て治むるは儒教の理想であつて、事實宋、明の如き純支那的時代に於ては文人萬能であり、文官に非ざれば軍隊の總帥にもなれなかつたのである。近世の諺にも「好鐵は釘に打たず、好漢は兵に當らず」といふことがあつて右文左武の思想は相當根強いものであつた。この思想の影響を受けて朝鮮に於ては文をのみ尊び武を卑んで兩班の子弟が兵を事としなかつたところから兩班本位の朝鮮では特に兵を卑しむ觀念が強くなり今日尙ほ朝鮮人の間には兵を輕んずる氣風が濃厚である。

徴兵制度が實施されるに當つて朝鮮人の間に如上の兵卑觀念のあることは本制度の運用上誠に憂慮すべき問題であつて、この觀念は速急に是正されねばならぬ。これには凡ゆる機會を作り尙武の氣風を振起することが必要で我が國は古來尙武の國であつたこと及び皇軍が國家の安危に際して常に必勝不敗の光輝ある歴史を展開して來たのも一に此の尙武の賜であることを深く理解せしむるやう力を盡さねばならぬ。

又これと同時に皇軍將士の有難さを深く認識せしむることも是非共必要である。朝鮮人は過去の歴史に於て兵によつて國家若くは自己の生命財産を護られたことがない爲に一般に兵に對する感謝の念に乏しい嫌ひがある。現在彼等が日々安樂なる生活を送りつゝあるは皇軍兵士のお蔭なることを一向に知らない者も尠くない程である。社會の指導層にある朝鮮人は深くその點に留意し差當り知識程度の低い下層階級及婦人層に對する關心を喚起するやう啓導して行かねばならぬ。

二、理由なき恐怖の解消

徴兵制の實施が戰爭中に發表されたことに依つて目下朝鮮人の一部には徴兵即戰死といつた考へ方から徒に理由なき恐怖感を懷く向があるやうであるがこれは大なる誤謬である。皇軍兵士は直接に皇道を扶翼し奉る光榮を擔ふもので國家有事の際には戰場に馳驅し、全く己れを贖しうして挺身奉公せねばならぬのであるが、然し戰死者は出征者中の極く少數者である。戰死といふことは寧ろ稀であつて、朝鮮に對する徴兵の前身ともいふべき志願兵に例をとつて見ても現在までの志願兵訓練所入所者は八千餘名の多數に上るが實際戰場に命を落せる者は僅かに二名を算するのみである。この事實より見ても兵隊に出れば戰死するといふ考へ方の如何に無謀にして愚昧なるかは明瞭である。

徴兵制度に對してかくの如き理由なき恐怖感を懷き引いては徴兵制度そのものを嫌忌するが如き態度は大いに慎しむべきことなるを銘記せねばならぬ。

また譬へ皇軍將兵にして不幸戰死することがあつてもそれは外國兵の犬死するのとは同日の論ではない。我國に於ては戰死者は一人残らず護國の英靈として靖國神社にかしこみ祀られ、國民の尊崇の的となつてゐるのである。國家はまた戰死者の遺族に對しても種々授護し施策を講じてゐるのであつて、我が子我が夫が國家の爲に命を獻げたることを無上の光榮として感泣するのが日本人の等しく有する心情である。朝鮮人の第一回志願兵として眞先に戦場の華と散つた彼の李仁錫上等兵の夫人は夫の祀られたる靖國神社にお詣りして後次の如く心境を披瀝してゐる。

「主人の李仁錫がお國の爲に戰死したと申しましたも、お上や世間の皆様からこんな迄よくして頂いては勿體なくて、涙が滯れるやうでございます。それから私が一生涯忘れることの出来ません

のは李仁錫が祀られてゐる東京の靖國神社のお祭りにお母さんや子供と一緒に参らせて戴きまして天皇陛下がお参り遊ばされるお姿を間近に拜みましたが、その時は何と申してよいやら唯もう胸が込みあげて有難く涙が滯れました。何萬といふ遺族の方も皆泣いて居られました。李仁錫も此の光榮に御社の中でむせび泣いてゐる顔が見えるやうでございました。天皇陛下の有難い御恩を私は始めて知ることが出来ました。これも日本軍人の妻なればこそでございますが、毎朝宮城を遙拜します時には必ずあの時の有難い有様が頭に浮んで参りますし、又默禱の時には戦死して呉れました李仁錫に心から感謝をして居ります」

戦死してよかつた戦死して呉れて有難いといふこの氣持は日本人ならではの持ち得ざる心情である。
三、義務感より奉仕感へ

我が日本に於ける兵役義務の觀念は外國に於ける法律上の義務觀念と混同してはならぬ。我が國民が兵役に服するは遙に權利義務といつた利害問題を超越したものである。従つて毫も之が爲に苦痛感を覺えることなく、却つて其の本人は勿論全家族の最大の光榮とするところでこれが代償を欲するが如き念慮は少しもない。唯だ己れを全く没却して只管 天皇の御ために奉仕することをのみ念願して止まないものである。従つて徴兵制度の實施を以て恰も朝鮮人が國家に對し過分の義務を負ふものとし、之が代償として直に他面等かの權利の賦與を豫想するが如き功利的な考へ方は全く我が國民の兵役に對する心境を解せざるものといはねばならぬ。兵役は權利に對する義務として國民が負ふのでなくして、日本國民の光榮ある國家奉仕であることを周知せしむべきである。

四、子に對する考へ方の指導

朝鮮人の子に對する考へ方には儒教的考へ方と西洋流の自由主義的考へ方との二つがある。儒教的考へ方に依れば子はどこまでも親の私有なりと考へられる。人の子たる者は何よりも先づ家を繼ぐ者として父母の命に絶対に服従することが強要せられ、親に孝を盡すことは即ち儒教の本義であると解せられる。従つて子は出でて君に忠を盡すよりも内にあつて親に孝を竭すを以て尊しとした。従つて親は私有物なる己れの子を如何様に使役しようと勝手であつてこれに對しては全く他人の容喙を許さないものである。これからの朝鮮の子は特に畏くも 天皇陛下の股肱となるものであるから、我が子を慈しむとともに舊い觀念の如くに濫りに蔑しむることがあつてはならないのである。

また日本に於ける親子の關係は一部の知識層に浸潤してゐる自由主義思想に見る如き單なる權利義務の觀念で盡されるものでもない。かくの如く朝鮮人の子に對する考へ方の中には何れも日本國民古來の精神とは矛盾を來すものがある。日本に於ては子は親の子であるが親の私有ではない。民草は等しくこれ 天皇の赤子である。朝鮮に於てもかういふ考方から子を育て慈しむのでなければならぬ。徴兵制度を遺憾なく運用して所期の成果をあげる爲には朝鮮人の子に對する考方を是非共こゝまで引き上げて行かねばならないのである。

この指導要項を見れば、總督府は何を指導しようとし、本制度實施のためには、朝鮮人が

大いに努めねばならぬ點は何々であるかを悉知することが出来るのである。筆者の説明を加へる必要は更にないと考へるのである。

3 田中少佐は語る

この趣旨に基いて各種の催しが間断なく開催されたが、中でも、毎日新報社主催の東京に於ける座談會の席上に於て、陸軍省兵務局員田中少佐の發言は、一番具體性に富み、本制度の内容を理解するに便利であるからこゝに紹介することにする。

私は陸軍省におきまして兵役關係の業務を擔任致して居ります田中少佐であります。今般の徴兵制の施行の問題に就きまして今暫らく御話を申し上げたいと思ひます。朝鮮に徴兵制を施行せよと言ふやうな意見はずつと前からあつたのであります。が當時におきましては朝鮮の民度、教育の關係、種々な條件から制約せられて時期尙早と言ふのもつて長い間延ばされて居つたのであります。後から來られる豫定になつて居りますが私の現在の課長の友織大佐がやはり當時この方面の主務を致して居りまして非常に熱心に主張して居られたのであります。そこでいろ／＼意見もあるかも知れませんがとにかく議論だけして居つてはどうにもならない。實際兵隊に入れて見ようといふ結論になつて昭和十三

年に特別志願兵制と言ふのが生まれ、この特別志願兵制はまづ御承知の通り非常に選拔せられたるものでも充分なる教育を施し、それから軍隊に入れたのであります。その成績は良かったことは勿論であります。が、この情況に鑑みまして、こゝに半島同胞も軍隊に入れて立派に御役に立つと言ふことの實證が出来た譯であります。それから支那事變以來殊にこの大東亞戰爭以來半島同胞の熱誠溢るゝところの獻身的な御奉公は夙に一般の認めるところとなつて、從來いろ／＼問題になつてゐるところは一切解消した、もう半島同胞を軍隊に入れてこの日本の崇高なる兵役の義務に服させるために充分なる資格があるものである。

かう言ふ風に認定せられましたこゝに徴兵制施行と言ふことが決定を見た次第であります。我國の兵役制度と言ふものは諸外國の兵制とは趣きを異にし極めて崇高なるものであることは申すまでもないところであります。この兵役の責務を擔ふことが出来ると言ふことの光榮を與へられたことは二千四百萬の半島同胞各位に對して衷心より御喜び申し上げます。しかしながら、この朝鮮の徴兵制施行と言ふ常に慶祝に堪へない次第であると存するのであります。しかしながら、この朝鮮の徴兵制施行と言ふ問題につきましては、今直ちにこれを施行すると言ふことにはいゝんな支障があるのであります。勿論全般的に見た場合に於ては半島同胞は充分軍隊に於いて御奉公出来ると言ふことの確信を持つてゐるのであります。しかしながら、いろ／＼兵事關係の業務を圓滑に遂行すると言ふために諸準備が要る、また半島同胞にもいろ／＼教育指導しなければならぬこともあると言ふところから、それらの準備の期間を積りまして昭和十九年から徴兵制を施行すると言ふことに決定せられたことと存するの

であります。そこでそれならばその徴兵制の諸準備と言ふことは一體どう言ふことであるか今その概要を申し上げますと、第一は徴兵令の改正または制定と言ふ問題であります。これは申すまでもないことではありますが、現在兵役法におきましては戸籍法の適用を受けると言ふことが、兵役義務負擔の一つの條件になつて居りまして、これを直さなければ、朝鮮に徴兵制を施行することが出来ないのがあります。この兵役法の改正は今次帝國議會に既に提出せられて居ります。この兵役法の改正の際、はじめ研究されました時には、朝鮮に戸籍法をそのまま施行と言ふことにすれば敢へて法律の改正を俟たなくても直ちに兵役法が施行せられるではないか、との意見もあつたのでありますが、現在内地の戸籍法をそのまま朝鮮に施行する、今直ちに施行すると言ふことが、いろいろ無理な點もあると言ふやうな關係から兵役法の改正と言ふことになつた譯であります。

この兵役法に關し議會の協賛を経ますればこゝ一、二ヶ月の間に公布せられることゝ存するのであります。尤もその施行の期日は今のところ本年の八月一日と言ふ風に豫定せられて居ります。この八月一日と豫定せられた所以は一にはその以前におきまして丁度本年度の徴兵検査が實施せられて居り、その事務と關係すると言ふことが非常に工合の悪いことが出来るので、その徴兵検査が終つてからと言ふことが一つの條件になるのであります。一方この兵役と言ふところの崇高な榮譽が與へられるのでありますから、なるべく早く施行すると言ふことが望ましいので、今年の徴兵検査の済んだ翌日の八月一日と言ふことに豫定せられてゐる次第であります。なほ八月一日と言ふ日は偶々日清戦争の詔勅を下された日でありまして、私共と致しましてはこの半島の當時の獨立を擁護するために日

本の國運を賭して戦争を開いたあの韓國併合當時の日韓人のためには極めて精神的に結びつき深い意義ある日であります。この日が偶々この徴兵制實施の時期になると言ふことも非常に意義のあるやうに存するのであります。法律の改正の外にこれに伴ひまして關係の勅令、省令それらのものも逐次改正せられるのであります。これは目下研究中であります。その次に準備と致して大切なことは戸籍の整備の問題であります。兵役を施行すると言ふことに就きましたは、これは兵役の義務を負擔せしめるために極めて公正にしなければならぬことは申すまでもないのであります。その公正と言ふことはいろいろな方面から見方があるのであります。そのうちで私共が特に重視致して居ります戸籍と言ふことに關聯して地域的の負擔の公平と言ふことがあります。

これは何かと申しますと、從來内地はさう言ふ風にやつて居るのであります。全國を徴兵區、徴募區と言ふ風に分けるので、更に各府縣の中をつなり五つなり、多いところは十以上にもなるのであります。全國同じ率をもつて徴募すると言ふ風にしてゐるのであります。即ちこの内地の例で申しますれば北海道も東京も九州も皆同じ率でもつて徴集する、假りに現役兵は今年は今全壯丁の五十パーセントが徴集されると言ふことになれば東京であれ北海道であれ九州であれ同じであります。軍の都合だけから申しますればこれはなるべく身體のよい方から餘計取つた方がよいと言ふことが言へる様であります。そこで北海道からは百パーセントは極端にしても九十パーセント取る、東京は身體が悪いから三十パーセント位に止めて置くと言ふ方が軍自體の戦力と言ふ點から見るとよい様であります。然しながらそれでは一方に於いて治くこの兵役の榮譽を與へると言ふ點に於いても工合が悪く

ありますし、また兵役と言ふものが生命を擲つて御奉公する重大な責務であると言ふ點からして負擔の均衡が破れる、即ち言ひ換へれば、今のやうに取りますと今度の大東亞戦争があると言ふことになれば一軒の家から何人も出征者を出さなければならぬ、もう一軒の家には若い者が一人も居ないと云ふやうな場合が深山あつて、この大東亞戦争をやつてゐても戦は何處でやつてゐると言ふやうな感じにならぬとも限らぬのであります。そんな意味に於いて全國同じ率をもつて徴集する、地域的に負擔の公平をはかることが一つの條件になつてゐるのであります。これは今度朝鮮に徴兵制が施行せられるにつけても同じやうな理窟をもつて施行される次第であると考えるのであります。

ところがこの地域的に負擔の公平をはかるところの基礎は何處にあるかと言ふと、これは戸籍が充分整備せられて居りましてどの地域に於てどれだけのものが徴兵検査を受けるかと言ふことがはつきりしなければ出来ないのであります。例へば京城府におきましては假りに戸籍が非常によく整備されてゐるのでその受檢者と言ふものは的確に算出せられる、ところが羅南なら羅南と言ふところはこれは非常に調査が充分行届かないで、戸籍が出来てゐない。さうするとそのところには實際に徴兵検査を受ける人間が百人居つても検査を受ける者と言ふ風に算定せられたものが僅か五十人しかなかつたとすると、その率でもつて徴集人員を決定致しました場合、京城の方は普通に行くのであります。が、羅南の方は全員の半分の率になつて従つて非常に負擔が軽い、言ひ換へますと、これは全般に他の方面に重い負擔がかゝつてゐる。地域的に或は非常に重く或は軽くなる。その原因は要するにこの戸籍が充分出来て居らぬからであると言ふことになるのであります。その意味に於いて戸籍は最も

確に整備して頂かねばならぬ譯であります。これらのために朝鮮總督府におかれても種々御努力致されまして、また内地の方も司法省關係その他の關係方面に於いて御努力致されて、來る三月一日一齊調査をやると言ふことになり從來の不備なる戸籍を補ふと言ふ風に伺ひますが、これは單に官廳の力だけでは出来る問題ではありません。總てのものが本當に心を一にして凡ゆる努力を拂ひ不徹底なところは充分その趣旨を話して進んで協力せしめ、殊に内地に居ります半島同胞は非常に異動が頻繁でありまして的確にその人員を掌握すると言ふことが困難な状況にあります。従つてこゝに御參同の皆様方の充分なる御盡力によりましてこの目的を達成するやう御考慮願ひたいと思ふのであります。

次ぎは國語の問題であります。軍隊に入りましたならば、これは軍隊に入る前、徴兵検査を受ける時からさうであります。國語が判らないと言ふことは本人にとりては非常に不都合な不都合のことが起る譯であります。上官の教を受けてもその事が半分しか呑み込めない、三分の一しか判らないと言ふことになればどうしてもその努力は充分酬ひられないと言ふやうな結果にならぬとも限らぬのであります。また軍自體の方から申しますとさう言ふやうな、うまく折角十の力を持つて入つて來たものが三か四しか力が發揮出来ないとすれば、これは軍の戦力と言ふものに關係致します。それで軍隊に入つて來るところの壯丁はすべて國語がよく判り、まあ内地人と同じに人に話してちゃんと意思が疎通すると言ふ風にならなくては工合が悪い。かう思つてゐるのであります。しかしながら現在におきましては内地に居る半島同胞の中でも國語の判らないものが少くない状況であります。そこでそれならば徴兵検査の際に國語の判るものだけ取るかと言ふとこれはさうは行かないのであります。國語の

判るものが皇國臣民であり兵役の義務を負担するところの光榮を擔ひ得るのであり、國語の判らないものはその埒外にある。かう言ふやうなものではありません。兵役の義務と言ふものは法に指定されました資格を備へてゐるものは總べて軍隊に入るもので、徴兵検査に國語の判らぬと言ふことがその合否の基準にはならないのであります。そこで國語の判らないものが軍隊に入つて来た場合に於きましては軍としてはこれは出来るだけ充分理解の行くやうに教育指導致すつもりであります。本人が判らないまゝ本人だけを苦しめると言ふことはこれは軍としては致しません。しかしながらこゝで特に御考へを願ひたいことは軍は目下戰をしてゐるのである、凡ゆる力を戰に勝つと言ふことに備へなければならぬ状況にある、軍隊に入つてからでなければ教育が出来ないと云ふならばこれはどんな苦勞をしてもやり通すのであります。軍人からでなければ國語は習へないと言ふやうなものではありません。従つて軍隊に入る前に、方法としては随分いろ／＼難しい條件も加はるのでありますけれども出来るだけ皆様の御力によりまして國語の判らないものが軍隊に入つて来ないやうにして頂きたい、事前に充分なる教育をして頂きたい。勿論軍隊に入りましたも期間はいくらもありません。

その次ぎは日本の兵役と言ふ問題の啓蒙宣傳と言ふ點であります。特別志願兵の制度が制定せられてから半島内におきまして兵役と言ふものは如何なるものであるかと言ふことに就きましたは從來より格段の普及徹底を致して來てゐます。また昨年の五月朝鮮に徴兵制を施行すると言ふことの軍の決定を見まして以來非常に關心が高められて、また關係方面の非常な努力によりまして現在この兵役に

對する觀念は全く從來と面目を改めて居るといふ状況であります。兵役の義務を完全に遂行するかせぬかと言ふことは、ひとり軍隊に召されて行くところの本人だけの心構だけでは不十分であります。この軍隊に行くところの者を後から聲援をし、力づけるところの家庭のもの等がしつかり兵役と言ふものに對して理解をし、その軍隊に行くものをして全く後顧の憂なく御奉公せしめると言ふことが極めて大切なのであります。從來我國の軍隊が世界無比の強さを發揮してゐる所以のものも、その出征するところの兵隊が自分の家庭に就いて何等懸念するところがない、それどころではなく却つて社會から家庭から鼓舞鞭撻せられて自分の持つてゐる力を遺憾なく發揮すると言ふところに大きな力があつたのであります。この點に就きましたは勿論現在に於いても充分御盡力のことゝは思ふのであります。一段の御配慮を御願ひしたのであります。特にこれは今申上げたやうに家庭の力、特に婦人の力に重大な關係を有つところが少くないのであります。女と兵役と何んの關係があるかと言ふやうな簡単な考へでなく、二千四百萬全同胞總てこの兵役と言ふものに對して深い關心を持ち、理解を持ち、さうして軍隊に入つて行くものに支援を與へると言ふ風にして頂きたいのであります。次ぎは入營前の豫備訓練と言ふ問題であります。これは私共と致しましては別に難かしいことは何等ない軍隊に入るから特別に何か銃劍術でも確りうまくなつておかないと困る、射撃でも充分できないと軍隊に入つてから困るのじやないかとかいふ御懸念が一部にあるやうに聽いて居りますが、さう言ふ心配は毛頭ないのであります。特別に教練が充分出来なければ軍隊に入つて困ると言ふこともありません。それは事前に充分出来ればそれに越したことはないのであります。しかしながら射撃はまづくと

も銃剣術がまづくともそれは軍隊に入つてから充分出来ます。また軍隊でもつて充分専門的に教育致しますからその不充分の點はいくらでも補ひをつけ得るのであります。やつて頂けばそれに越したことはありませんけれども強制しようとは思つてゐないのであります。只しかながら特に御願ひしたいと思ふのは精神鍛錬の問題であります。

日本の軍隊の強いところは實にこの精神力の旺盛なところにあります。その旺盛な精神力と言ふものを入營までに出来るだけ鍛錬して置いて頂きたい、その内容につきましては、現在、殊に朝鮮等におきましては皇民化運動として非常に強調せられて居り、もう既に半島同胞の長所短所と言ふことは言ひつくされて居るところであります。軍人としてどう言ふことが大切であり、どう言ふことが更に鍛錬を要するかと言ふことに就きましても、今私がこゝで喋々を要しないと思ふのであります。要するにこの精神鍛錬をしつかりやつて頂き、本當に軍人として戦場に於ける御奉公が立派に出来ると言ふ風に豫じめ御力添へを願ひたいのであります。徴兵制施行の準備と言ふことに就きましては大體以上のやうなことであります。それならば一體具體的に十九年から徴兵制を施行すると言ふことは一體どんなことをやるかと言ふ問題であります。これは先程申し上げたやうに關係法令が目下未決定の状態でありますので、今こゝで確實にかうなるとは斷言は出来ないでありますから今のところ私共の方で推想出来る範圍に於いて申上げたいと思ひます。

昭和十九年から徴兵制を施行すると言ふことは昭和十九年の適齡者から徴集すると言ふことであります。昭和十九年の適齡者と申しますのは大正十二年十二月二日から大正十三年十二月一日までに生

れたもの、これが昭和十九年の適齡者となるのであります。その適齡者から後のものが徴集されそれ以外のもの、即ち、大正十二年十二月一日以前に生れたもの、これは兵役關係におきましては従來と同じことになりまして、特別に進んで軍人になつたものは別ですが、さうでない一般のものについては兵役の義務は何等ないことになつてゐる譯であります。昭和十九年の適齡者はこれは先程の戸籍の關係なんかも充分整備して頂きまして、今年十一月末までに徴兵適齡届と言ふのを府尹なり或は邑面長に差出すことになる譯であります。自分が丁度徴兵適齡になつたと言ふことの届であります。この徴兵適齡届を本籍地の府尹なり或は邑面長に差出す、さうすると本籍地の方におきましてはそれによりまして、これと整備せられた戸籍とを對照して今年徴兵検査を受けるものはどれだけ居る、各地方毎にその人員が確り掴まれる譯であります。そこでその徴兵検査を受けるものが決定致すとこれを本人に通知致します。さうして何月何日何處の徴兵署に出頭せよと言ふ通知が行くのであります。

この徴兵検査を受ける場所は原則から申せば本籍地と言ふことになつて居るのであります。寄留してゐるものが寄留地にあつて徴兵検査を受けたいと言ふことの願ひ出を一月三十一日までに差出すと、寄留地にあつて徴兵検査を受けることが出来るのであります。内地に居りますものは此際徴兵検査を受けるからと言つて態々何萬と言ふものが朝鮮に歸ると言ふことは、時局の輸送力の關係から申しまして、或は現在働いてゐる重要産業を放棄して行くといふやうな點から申しまして進んで御奨めしたいことはありませんので、出来るだけ寄留届を完全に致し、さうして内地でもつて徴兵検査を受けるやうに御指導願ひたいと存じて居るのであります。徴兵検査は例年でありますと大體四月

の十六日から七月三十一日までの間に何れか一日出頭を命ぜられた日に行はれるのであります。この徴兵検査に就きましては體格検査、身上調査と言ふやうなことが行はれます。體格の状況を軍醫が仔細に檢分致しまして、その體格に應じて甲種、乙種、丙種、丁種、戊種といろ／＼判定を致します。このうちで乙種は更に第一、第二、第三乙種と言ふ風に分れてゐるのであります。この區分はその體格等位と言ふものがどう言ふやうな役種に適するか、例へば現役に適するのはどう言ふものか、或は補充兵役に適するものはどう言ふものかと言ふことが決るのが今の各種の區分なのであります。この本人の體格の状況に應じまして役種を決定致し、それからいろ／＼身上を調査致し本人の特技をなるべく活かして使ふ、例へば鐵道關係の仕事をして居つたものは軍隊に於いても鐵道兵として本人の技倆を充分伸ばす、或は技術關係の工場でもつて働いてゐたと言ふものがあれば、これらは陸軍の技術部の兵に致して本人の特技を活すと云ふ風に、本人の技能に應じた選兵と言ふことが行はれる譯であります。勿論家庭の事情などは細かく調べまして結局これらはどう言ふやうな役種にしてどの部隊に入れるかと言ふことが決定せられる譯であります。この徴兵検査で現役兵と言ふことになつたものは大體明年の三月から明後年の四月頃までの間に入營することになると存じます。入營部隊はこれは恐らく全部の部隊に行くのではないかと存じて居ります。従つて朝鮮は勿論のこと内地にも滿洲にも支那にも更に南方にも半島同胞の徵集されたものが活躍をしようと云ふ日も遠くはないと考へて居ります。以上は大體一般のものの徵集の要領であります。これに伴ひまして若干の特例もある譯であります。或は徴兵適齡になる前の二十歳未滿のものであつて進んで自分で現役を志願しようと言ふもの

があれば、それが十七歳以上であれば隨時徴兵検査場に出頭しまして願を出せば現役になれる。これは勿論一般の徴兵のものと同じやうに検査を受けて合格採用せられたものに限るのであります。さう言ふやうなものは假令、徴兵適齡以前のものであつても軍隊に入ることが出来るのであります。それからまた一方徴兵適齡のものであつても、例へば家庭の事情やなんかでもつて本人が現役兵として入營すると家族が生活出来なくなると言ふことになれば、勿論それに對して一時その者の徵集を延期されると言ふやうなことも特別に取計らはれることもあります。大體徵集の極く概要を只今申し上げた次第であります。細かいことは先程申しましたやうに、いづれ法令が出ましたら確定致しますので、只今私が申し上げた中にも或は實際法令が出ますと若干變つて來ることもないと思ひます。以上でもつて大體私の申し上げることを終りますが、私共と致しましては徴兵制施行が決定せられるまでの朝鮮に於ける皆様方の活躍振りを見、また先程申し上げました特別志願兵の實績に徴し、更にまた、この徴兵制が施行されることに決定して以後各方面に於いて非常に昂められた徴兵制と言ふものに對する熱意と言ひその熱心なる諸般の準備と言ふものから觀察致しまして、今日この徴兵制は十九年から立派に施行されると言ふことを確信致してゐるのであります。この朝鮮の徴兵制と言ふ問題は獨り朝鮮だけの問題ではありませんので、現在に於いては全世界の注目的になつてゐると思ふのであります。従つてその第一年度から立派に徴兵制が施行せられんことを念願してやまぬのであります。これがためには皆様方の御盡力に俟つところ極めて大であります。この機會を拜借して充分の御配慮を希望致したいと思ふのであります。

4 兵役法改正案通過す

以上の諸點でわかる通り、朝鮮徴兵制度を施行せん爲にはどうしても兵役法の改正を見ねばならない。八十一議會に提出された同法改正法案は滿場一致の可決を見た。法案通過當時に於ける委員長の報告と政府側答辯を要約すれば左の通りである。

○委員長

- 一、國語を解せざる者も徴集するや、若も徴集するとするならば統率指揮の上に支障なきや
 - 二、朝鮮同胞に對する戸籍は完備せるや
 - 三、朝鮮特別志願兵制度は將來存続する考へなりや
 - 四、海軍にも徴集するの考へありや
- 政 府 側
- 一、國語を解せざる者には國語を普及する考へなるを以つて統率指揮上何等支障なしと思ふ
 - 二、戸籍については十九年施行に充分間に合ふ考へだ
 - 三、特別志願兵制度は廢止するも現役志願兵制度は内地同様にする方針である
 - 四、海軍への徴集については直ちに徴集せざるも將來徴集することを考慮してをる

審議終つて委員長、採擇を報告すれば、議場は萬雷の如き拍手起り傍聽席の人々も之に和し、内鮮ともに立つて、大君の爲に草むす屍とならんの誓を立てた。

それから引續き、内地各地在住の朝鮮同胞も熱心な感謝行事を行ひ、滿洲國は勿論、北支在住の同胞まで一致協力この喜びにひたつたのである。

5、鍊成あるのみ

朝鮮に徴兵制度が施行されるからとて、これを功利主義的觀念から、或はまた、民族主義的血稅思想によつて日本國家への或種の權利の要求をなす氣持から本制度を讚美し、その感激にひたるやうなことあつてはならないことは、以上の諸般の場合の各種の論議で充分察知し得たと思ふが、朝鮮としては、單に内に於て確乎たる信念を有する段階を越え、現實的にこれを達成せんが爲には、未だ朝鮮人自體に要求しなければならぬ幾多の精神的問題があることを容認せねばならない。そればかりか、思想戰的見地よりして、比較的弱い性格地に處してゐる朝鮮半島のことであるから、敵性思想圈よりの謀略行爲絶無とは云ひがたい。

そこで、朝鮮の當面の問題は、先づ何よりも朝鮮人全體が、日本軍人になる資質を有する傳統的日本人になりまつらふことを必要とするのである。志願兵訓練所當局が云つてゐる如く良兵即良民たるの見地に於て、今後召されて立つべき適令者の青年達ばかりでなく、その親兄弟に迄、徹底した國體主義に基く日本の人生觀をたゞきこまねばならないのである。

この理由からして、今の朝鮮は感激の時代より、鍊成鍊磨の時代に入つてゐるのである。前に述べた諸々の鍊成態勢も一にかゝつてこの趣旨より出でたものに他ならない。總督府が整備しつゝある各種の準備組織も悉くこの意圖より發したものである。

一千萬圓の豫算を本年度に於て計上した總督府は、本制度準備のためあらゆる無理をのりこえて目的達成に邁進しつゝあるが、朝鮮の民草は今一番苦しく、しかも地味な段階に處してゐるのである。何故なれば、鍊成はあらゆる不平と不満を押へ、力を内へ内へと内藏し、一旦緩急あるときに處して不動の信念で死を怖れぬ氣魄を養ふことであるからして、もつとも感激的で、かつ派手な生き方をしたいときに、もつとも地味な生き方が要求されてゐて、民心はつらさを直感してゐるかも知れない。然しそれは、若し苦しき鍊成であるとせんか、

日本人二千六百年間の苦しみを一瞬に體得する苦しみであり、喜びと感激そのものゝ生活であるとせんか、日本人の誇らしき世界無比の歴史への感謝感激そのものであらふ。日本人の苦しさ、つらさ、悲しさを身につけ、日本人の喜ばしさ、勇大さが血液とならない朝鮮人には、國家最後の信頼がおかれるものではない。今、朝鮮は、朝鮮人を最後まで信じ得る同胞にするために鍊成してゐるのである。

昭和十九より半島の民草悉く召されて、たとひ名もなき土と水に見出されざる屍となるとも、萬葉時代の日本人が大君の邊をしたひく死んで行つたあの魂を己が魂とするならば、朝鮮人は大日本臣民の系列の中に立派に名を残し、日本歴史の一頁を飾ることが出来るであらふ。

第七章 總力運動と統後生活

1 大政翼賛會と國民總力朝鮮聯盟

内地の大政翼賛會の役割を果す組織を、朝鮮では、國民總力朝鮮聯盟と云つてゐる。これが創立當時は國民精神總動員朝鮮聯盟であつたが、翼賛會の改造にならつて今の名前になつてゐる。南總督は朝鮮人の自發的愛國運動を熱望するところあつて、この組織をうみ出したのであるが、外面上は翼賛會と何等異るところないが、内面上或は本質的には、内地と大いに異つてゐる。

即ち、翼賛會は、あくまで大政を翼賛し奉るの精神的政治組織體であるが、國民總力聯盟は、政治的運動又は結社を認めない奉公團體である。これは、朝鮮の政治特殊事情がしから

しめたのであつて、大日本の臣民としての統後の誠をつくす點に於ては、翼賛會と何等異るところがない。この意味に於ては、臺灣の皇民奉公團も同様だと思ふ。組織當初、大政翼賛會朝鮮支部では如何、と云つた論議もあつたが、まだ時機尙早の意見多く、今日の如きものになつたのである。

2 綜合政治への發展と總力運動の前進

然し乍ら、其後大東亞省の設置に伴ふ外地行政の大刷新を意味する内外地一元化計畫の達成は、朝鮮の地位を著しく高からしめるとともに、拓務大臣の監督下にあつた朝鮮行政は、内務大臣の指導下に置き換へられ、朝鮮總督府の機構も大いに改革されるところあり綜合政治の妙を發揮するやうになつたのである。

それにつれて、國民總力朝鮮聯盟も必然新しき體制を整へねばならなくなり、その結果、今迄の如く、總督府各局の局長が聯盟の各部長をかねることによつて、總督府政治と聯盟運動との表裏一體をはかつた形態を變更し、内地より優秀な人材を、朝鮮に招き、聯盟の内部

に入らしめ、以つて日本の精神運動を朝鮮に展開せしめようとしてゐるのである。

現在の總力聯盟は、總務、鍊成、厚生、經濟、宣傳の五部を有し、その上に事務局總長を置き、朝鮮總督は聯盟の總裁をかねてゐる。總務部長の簡牛凡夫氏、鍊成部長の大家虎之助氏をはじめ、内地での優秀な思想人が、朝鮮のたくましく發展のため努力してゐる。その他朝鮮各方面の有力者を理事或は參事、評議員等として大方網羅してゐるが、これは内地でもやつてゐることでは何等珍しきことではない。聯盟運動の宣傳啓發のためには、總督府の情報課と國民總力課と、聯盟宣傳部とが一體となつて文化運動の綜合計畫を樹立し、現在の仕事としては内地の文人を招聘して、新しき朝鮮を内地に紹介することに主力を置いてゐるやうである。機關紙として「國民總力」を發行し、各種の展覽會等を催してゐる。

3 生活に深入りする總力運動

朝鮮人の銃後生活の道義的指導は、主としてこの聯盟の手によつて行はれる。全鮮の二千四百萬同胞を愛國班組織によつて班別に結ばせ、班に班長を置いて、日常生活の指導を行は

しめてゐる。これは内地の隣組織と全く同様である。

物資配給の圓滑をはかり、闇取引を撲滅させるなど、民度低き朝鮮としては、聯盟の活動に俟たねばならぬところが多い。今年度の貯蓄總額の中、朝鮮の分擔額は、十二億圓であるが、この豫定額の完了もそれこそ國民總力をあげて活動せねばならぬのである。

朝鮮人の銃後生活の實體は、内地のそれと大した差異がない。大東亞戰爭をたゞかひ抜いてゐる朝鮮の銃後生活も、苦しいと云へば、相當苦しいところもある。しかし、皆が申合せで、この苦しみを勝ち抜きつゝ不平を云はないだけのことである。朝鮮に行つたら物があるとかで、買漁りの根生を持つてこちらへ來る人がゐるが、これ亦非常識の甚しい人と云はねばならない。

特に、朝鮮の經濟は、日滿支綜合經濟の一環であつて、朝鮮經濟の獨立獨歩はない。むしろ資本から云へば、民族資本の形態去り、内地資本の延長の段階に到達してゐる。民族資本を清算し、内地資本の單純なる延長を是正して、皇道經濟の根底に基く日本の經濟組織が樹立されようとしてゐる。

その結果、朝鮮人の「物」の生活は精神生活の場合より、むしろはるかに日本的形態に入つてゐる。朝鮮人の衣食住の中から、舊式な郷土色よりも、新しき日本風を發見する場合が多いのである。恐らく特殊な料理屋か、極めて交通不便な山間僻地でも訪ねない限り、舊式生活の姿を發見することは困難である。しかも、歴史的考證によれば、その古き生活形態すら日本的香氣の高いものである。

朝鮮人の日常生活用品が生産されるのは、多くの場合内地である。朝鮮婦人が喜んで着てゐる衣服地は多く大阪で加工し生産されてゐる。柄模様等如何にも朝鮮的な表現をもつてゐるが、よくよく見ると支那のものや西洋のもの等を東洋的に着色して、何が何んだかわけのわからないものにして、たゞ衣服地そのものだけに朝鮮の慣習を取入れて製造されてゐる。それを知らずに、大阪に居る朝鮮の人達が、朝鮮から來た衣服地だと云つて喜んで買ふのを見ると、をかした感じがする。

朝鮮の家具類は、特に日本式で、タンス等は全く内地とかわらない。家具が朝鮮に於て多く必要とされるのは、朝鮮の家屋の構造に押入を作らないためである。そのためにいろいろなものを入れて置く家具が必要である。しかし、最近では、朝鮮の家庭でも押入を作るやうになつてだん／＼改良されつゝある。内地に比べて氣候寒き關係で「溫突」を用ひてゐるが、これは燃料節約の見地からして撤廢すべきことを主張してゐる向きもあつたが、無煙炭等を薪に代用して、改良保存することにかたむきつゝある。

朝鮮は辛いものをよく食ふと云ふが、たしかに唐辛子を常食としてゐる。これは北に行くときと寒いから保温の必要からさうなつたのだと普通云つてゐるが、私はさうではないやうな氣がしてならない。民俗研究の見地からすれば、一般に南方人が北方人より辛いものをよく食つてゐる。朝鮮でも、南朝鮮の料理が北朝鮮の料理より辛い。朝鮮人がどうして唐辛子を必要以上に常食するやうになつたかは、今のところ私にはわからない。或人は蒙古族が朝鮮族の生活力を弱めさせる爲に強制移入せしめたものであると云つてゐるが、どうもさう簡單な實證では理解出来ないところがある。

この理窟は別として、朝鮮人の日用食改善は緊急事とされてゐる。朝鮮人の生命表を見ると學齡兒童以前の死亡率が一番多く、それからは四十代の壯年期死亡率が甚だ多い。これは内地の青年期死亡率の多い場合と面白い對照であるが、これはどう考へても食物の關係ではないかと思はれる。何故ならば四十代の壯年の死亡原因の大半は胃腸病であるからである。

近年は、朝鮮青年間に生活改善運動猛然と起り、食生活の改善も行はれ、特に都會生活は内鮮ともに殆んど同様の形態に入つてゐるが、田舎の生活は舊態依然たるものがある。栄養價值からすれば、まことに寒心に堪へないものを食べてゐる人達が多いに拘らず、朝鮮の人口増加率は膨脹の一路をたどつてゐる。

5 生活の形式と精神

朝鮮人に日本心を植込むためには、生活各般に於ける形式的改革が必要である。生活形式を別にしては、同一の生活感情が起るわけがない。皇國臣民としての第一條件は、先づ日本人の生活をするのであらねばならない。それは、生活即思想であるからである。

ところが、生活の改善ほど、云ふは易く、行ふに難しいことはない。それは、われ／＼人間に最も近く、しかも最後のものであるからである。しかもこの最後のものの日本化なくして、日本の朝鮮はない。國民總力聯盟が銃後生活運動を起し、その改善改良に苦心するのも故なきことではない。しかし、それはとにかく戦争に勝つたためにと云つたやうな一時的便宜主義から來たものであつてはいけない。あくまでも日本の根本に基く改善であり、改良であらねばならない。銃後生活は國民生活であり、國民生活は歴史生活であるからである。

生活は文化にむすびつき、政治に關聯してゐる。現在、朝鮮に、日本の生活が樹立されつゝあり、日本心が發揚されつゝあるのも、そのよつて來るところは、日本文化と、日本のまつりごと以外の何物でもない。若し、この二つの重大な生活母體が軟化せば、朝鮮に於ける日本の生活は單なる享樂に過ぎない。趣味にすぎない。享樂や趣味は、文化と政治への絶對的信念とは無縁である。我々はドイツ國民でなくとも、ドイツ的生活形式を滿喫することが出来るのである。しかし、ドイツの生活と共に泣き、感激し、興奮し、喜悅し、つひには、その生活に殉ずることはドイツ國民以外の何人にも出来るものではない。さりとして、ドイツ

國民にあらずして、ドイツ的生活を樂しむ者が多いと云ふことはドイツ國にとつては憂ふべきことではない。むしろドイツ文化、ドイツの傳統を誇るに不足のない現象であらう。しかもそれは、ドイツの歴史的立場からして信ずるに足らない現象であると云はねばならない。

これは世界各國いづれの場合にもあてはまる眞理である。日本の場合とて勿論である。朝鮮人が日本式生活をたのしむ場合にも亦この原理は適應される。日本人的信念と、日本人的國體信仰を有つて日本人の生活形式に入るとするならば、それは日本國民としての行爲であるが、心中信念なく、時代の潮流に乗り、或は便宜主義的氣持から日本式生活を模倣するならば、日本人としては非國民的態度と云はねばならない。朝鮮に於ける生活改善運動もこの一點をあやまると「鳥飛ん鳥に似ず」の結果に終るのみである。

朝鮮に於て、生活改善運動のうち一番問題になつてゐるのは言葉の問題である。朝鮮語生活を國語生活に置換へる必要上、國語常用運動は盛んに行はれてゐる。國語教育の量的現状は義務教育の項で既に述べたところであるが、現在の問題は、國語を習得する問題よりも、國語を知つてゐても使はない場合は何んにもならない。しかも、國語生活は、當然、家庭生

活の問題になる。公の場合の他は朝鮮語生活することは、どう考へても二重的生活表現の愚を敢てしてゐることになる。

朝鮮語そのものが、果して如何なる言葉であるかは、前篇に於て記述したところであるから再論する必要のないところである。たゞ朝鮮に於ける言語教育政策を以つて沖繩に於ける標準語と方言の問題にたとへたり、甚しき場合は、英國に於ける愛蘭語問題の如き見方を取つたり、或は、本國と植民地の間に於ける言語教育の場合を適應せしめようとする色々な事例があるが、いづれも、朝鮮語と國語の問題の場合には符合しない。世界市場に闇取引する祖國なき知識人達の得手勝手な論議では、朝鮮の問題は解決されるものでない。讀者は今一度第一篇の拙論を讀み直して頂き度い。

次は、朝鮮人に日本風の氏を創設することを認めた朝鮮民事令の改正のことであるが、これは一時朝鮮人の姓を奪取する行爲であるとかで、非常な反對を受けたものである。然し、法令は、決して強制を含んでゐない。朝鮮人の自由にまかせてゐるが、朝鮮人の殆んど全部が所謂創氏をした。その内容を嚴査すると本當の日本風な氏を設立したものは全體の約二割

程度である。あとは實に奇妙なものをこしらへてゐる。字數をとにかく四字にさへすればよいと思つて舊姓名にいろ／＼な字を入れて、とにかく一時的ごまかしをやつたものが多い。これは創氏はしたものの、公の場合以外は使用して居らない。現在は、逆に昔の姓名を使つてゐるものもある。結局は、徹底した信念で、日本風の氏を創設し、かつその名によつて生きてゐるものと、舊式の姓名で充分奉公出来ると思つて舊姓名で通してゐるものとのみ人間的に正直で、あとのものは相手とするに足らないどうでもよい者達である。(これ等の問題を

一括して識者の参考に供せん爲に編んだ拙著「朝鮮の問題とその解決」がある。非賣品であるが、希望の方は職業氏名を明記の上御申越しあれば差上げてよい)

これらの問題を一々取上げたら限りがない。この邊で結論に入るとしよう。

6 到達せねばならぬ日本の生活とは？

朝鮮人が急速に到達せねばならない日本の生活とは具體的に一體どんなものであるかを考へて見たい。一口に日本の生活と云つても漠然たるものであるが、朝鮮に於ける當面の問題

を解決せんが爲には、次の如きいくつかのことが云へると思へるのである。

先づ第一には、朝鮮人の生活形式が國民的感情をさまたげないものであらねばならない。今のまゝの生活形式では、どうしても、同一の國民的感情は起きて來ない。國民の間に於ける同一の生活感情こそ朝鮮人の日本心による生活上に要求される最初のものである。

第二には、生活に中心がなければならぬ。中心のない生活は、享樂的であり、瞬間的であり、結局は、非國民的生活をするやうになる。

第三には、朝鮮に入つてゐる支那風の生活を一掃するやうにとめねばならない。これなくして日本の生活の樹立はない。何を以つて支那風の生活と云ふか、その返答はきわめて簡單である。即ち現在迄の朝鮮人生活の殆んどすべてがそれである。

第四には、深い自己反省より、すなほな心をもつて日本の歴史を信じ日本の感情に生き、すべての生活を、上 陛下の御爲に捧げまつる生活たらしめ、自己のながい傳統中に入つて來てゐる支那的屈辱の生活を清算し、光榮ある日本人の生活にすなほにとけこんで行き、今の日本のあらゆる場面を無條件に習得する生活であらしめたいのである。前篇の終りに、純

粹日本主義青年達の氣持を披瀝したが、その人々の願ふところの生活信念と形式こそ、鍊成されつゝある二千四百萬同胞の生活そのものであらねばならないと確信する。

7、總力運動の重點

國民總力運動の精神的重點は正しくこの理想に置かれてゐるのである。よしんば、それは表面的には形式的な、現状維持的な、老衰した姿が見へるとしても、その根本精神に狂ひはなく、又、以上の主張の宣言を無視するものであつては斷じてならない。

勿論、朝鮮人のこのすなほな、民族的投入を、内地人は心より喜び迎へ、自らの内省と、生活の科學化をはかり、新しき弟達に恥しくない自己の生活を樹立せねばならない。その爲には、内地人は常に一步先を歩んで、日本語を世界一の言葉たらしめ、日本人の生活を、精神からしても、形式からしても、世界に冠たるものたらしめねばならない。小乗的な自己祕密は無用である。門戸を開放せよ。日本の生活の園よ、そこには救はれざる諸々の民族が、今こそ、救はるべき暖き自由の流れを凝視して立つてゐるのだ。

昭和十九年度より、朝鮮人二千四百萬が、今こそその本來の姿たる日本人へ復歸しようとしてゐるではないか。精神的にはなつかしき昔にかへるのであるが、肉體は、日本民族へ前進することを意味する。復元も前進も共によからう。たゞ、朝鮮人はわき目もふらずまつしぐらに「日本」に入つて行くべきであり、内地人は、心の奥底より、喜び勇んで、この民族的進軍の道拓きをすべきである。

その昔、神代よりの結びの血因は、今、我等が、生死の岐路に立つた戦の庭で、再び、美しく結び直されつゝある。大陸に落ちた日本人の一粒種は、幾千年の長き春風秋雨を経て、新しき世紀の黎明の朝にはつらつと芽生へつゝあるのだ。

日本民族——それは、人類幾億年の歴史を修正し、幾十億の民族の心の故郷たる神話界に維新を斷行しようとする神國の民達であるのだ。朝鮮人——それは、この民族の運命と使命を永遠に擔ひ、その光榮と祝福をうけ得る喜ばしき日本民族そのものなのだ。

今、只今、その光榮の時のために、深い自己反省と、自己清算の必要にせまられてゐるのだ。前進せよ、邁進せよ、日本民族へ、日本民族へ！そして、すめら朝鮮の新しき歌を歌

はふではないか!

◇著者略歴◇

朝鮮忠清南道牙山郡溫陽に生る。舊氏名は李泳根。
京城延禧専門學校卒業、アメリカのエモリ大學中退のち、東京の大日本青年團本部、國民精神文化研究所等に於いて日本精神を修得。現在、朝鮮勞務協會(朝鮮總督府勞務課内)に奉職、總督府との連絡下に日本主義青年運動を推進しつゝあり。
著書「大義に生きる」「朝鮮の問題」其他あり。

|| すめら朝鮮 ||

定價 二圓六十五錢
特別行爲 十五錢
合計 二圓八十錢

昭和十八年十一月十一日 初版印刷
昭和十八年十一月十五日 初版發行 (三〇〇〇部)

著者

上田龍男

發行者

好川貫一

印刷者

兼平小治

發行所

東京都麹町區內幸町二ノ二二(幸新ビル)
日本青年文化協會

振替東京一六六四三九番
電話銀座57)六〇八四番

日本出版會會員番號二二二五四二

(出版會承認)
い170187號



配給元 東京都神田區淡路町二ノ九 日本出版配給株式會社

242T21



